

竹原市地域防災計画

一 震災対策編 一

地震災害対策計画

津波災害対策計画

南海トラフ地震防災対策推進計画

（令和 7 年 3 月修正）

竹原市防災会議

竹 原 市 防 災 会 議

事務局

竹原市中央五丁目 6 番 2 8 号

竹原市総務企画部危機管理課

電話 0 8 4 6 - 2 2 - 2 2 8 3

FAX 0 8 4 6 - 2 2 - 8 5 7 9

E-mail kikikanri@city.takehara.lg.jp

「令和 7 年 3 月改訂」



目 次

地震災害対策計画

第 1 章 総則

第 1 節	目的.....	1
第 2 節	基本方針.....	2
第 3 節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則.....	2
第 4 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	2
第 5 節	竹原市の地勢の概況.....	2
第 1	活断層	
第 2	竹原市近辺で発生した地震	
第 6 節	既往地震の概要.....	3
第 1	発生地震による地震タイプの特徴	
第 2	広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	
第 3	発生メカニズムによる地震の分類	
第 4	広島県周辺における既往地震・津波	
第 7 節	被害想定.....	8
第 1	地震被害想定調査	
第 2	調査内容	
第 3	想定結果	
第 8 節	減災目標.....	38
第 1	方針	
第 2	減災目標	

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	基本方針.....	39
第 2 節	防災まちづくりに関する計画.....	40
第 1	方針	
第 2	防災上重要な公共施設の整備	
第 3	住宅、建築物等の安全性の確保	
第 4	ライフラインの整備	
第 5	防災性の高い都市構造の形成	
第 3 節	住民の防災活動の促進に関する計画.....	46
第 1	方針	
第 2	防災教育	
第 3	防災訓練	
第 4	消防団への入団促進	
第 5	地区防災計画の策定等	
第 6	自主防災組織の育成、指導	

第7	ボランティア活動の環境整備	
第8	企業等防災の促進	
第9	市民運動の促進	
第4節	調査、研究に関する計画	51
第1	方針	
第2	実施項目	
第3	地震被害想定調査及び災害危険度判定調査	
第4	地震・津波に関する調査等	
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	52
第1	方針	
第2	災害発生直前の応急対策への備え	
第3	災害発生後の応急対策への備え	
第4	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
第5	救助・救急、医療、消火活動への備え	
第6	緊急輸送活動への備え	
第7	避難受入れ・情報提供活動への備え	
第8	救援物資の調達・供給活動への備え	
第9	燃料確保の備え	
第10	電源の確保	
第11	倒木等への対策	
第12	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	
第13	建設業等の担い手の確保・育成	
第14	文教関係	
第15	罹災証明書発行体制の整備	
第5節の2	危険物等に関する災害予防計画	57
第1	方針	
第2	実施責任者	
第3	実施内容	
第5節の3	災害対策資機材等の備蓄に関する計画	60
第1	方針	
第2	災害対策資機材等の対象	
第3	実施方法	
第4	備蓄及び調達体制の確立	
第6節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	60
第7節	広域避難の受入れに関する計画	60
第3章	災害応急対策計画	
第1節	基本方針	61
第2節	災害発生直前の応急対策	62
第1	配備、動員計画	
第2	地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画	
第3	住民等の避難誘導に関する計画	
第3節	災害発生後の応急対策	73

第 1	災害情報計画	
第 2	通信運用計画	
第 4 節	ヘリコプターによる災害応急対策計画.....	84
第 5 節	災害派遣・広域的な応援体制.....	84
第 6 節	救助・救急、医療及び消火活動.....	85
第 1	救出計画	
第 2	医療、救護計画	
第 3	消防計画	
第 4	水防計画	
第 5	危険物等災害応急対策計画	
第 7 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	91
第 8 節	避難受入れ及び情報提供活動.....	91
第 1	避難対策計画	
第 2	広報・被災者相談計画	
第 3	住宅応急対策計画	
第 9 節	救援物資の調達・供給活動.....	100
第 10 節	保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動.....	100
第 11 節	応急復旧、二次災害防止活動.....	100
第 1	公共施設等災害応急復旧計画	
第 2	電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画	
第 3	その他施設災害応急対策計画	
第 4	廃棄物処理計画	
第 5	有害物質等による環境汚染防止計画	
第 12 節	ボランティアの受入れ等に関する計画.....	102
第 13 節	文教計画.....	102
第 14 節	災害救助法適用計画.....	102
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 節	目的.....	103
第 2 節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画.....	104
第 3 節	被災者の生活確保に関する計画.....	104
第 4 節	施設災害復旧計画.....	104
第 5 節	激甚災害の指定に関する計画.....	104
第 6 節	救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画.....	104
第 7 節	災害復興計画(防災まちづくり).....	104

津波災害対策計画

第1章 総則

第1節	目的.....	105
第2節	基本方針.....	106
第3節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則.....	107
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	107
第5節	竹原市の地勢の概況.....	107
第6節	既往地震の概要.....	107
第7節	被害想定.....	107
第8節	津波浸水想定.....	108
第1	基本	
第2	津波浸水想定	
第9節	地震被害軽減のための基本的な施策.....	112

第2章 災害予防計画

第1節	基本方針.....	113
第2節	防災まちづくりに関する計画.....	114
第3節	住民の防災活動の促進に関する計画.....	114
第4節	調査、研究に関する計画.....	114
第1	方針	
第2	実施責任者	
第3	実施項目	
第4	地震・津波被害想定調査	
第5	地震・津波に関する調査等	
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画.....	115
第1	方針	
第2	津波到達前の応急対策への備え	
第3	津波被災後の応急対策への備え	
第4	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
第5	救助・救急、医療、消火活動への備え	
第6	緊急輸送活動への備え	
第7	避難受入れ・情報提供活動への備え	
第8	救援物資の調達・供給活動への備え	
第9	燃料確保の備え	
第10	電源の確保	
第11	倒木等への対策	
第12	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	
第13	建設業等の担い手の確保・育成	

第 14	文教関係	
第 15	罹災証明書の発行体制の整備	
第 5 節の 2	円滑な避難体制の確保等に関する計画	120
第 5 節の 3	危険物等災害予防計画	122
第 5 節の 4	災害対策資機材等の備蓄に関する計画	122
第 6 節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	122
第 7 節	広域避難の受入れに関する計画	122
第 3 章	災害応急対策計画	
第 1 節	基本方針	123
第 2 節	津波到達前の応急対策	124
第 1	配備、動員計画	
第 2	地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画	
第 3	住民等の避難誘導に関する計画	
第 3 節	津波被災後の応急対策	135
第 1	災害情報計画	
第 2	通信運用計画	
第 4 節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	135
第 5 節	災害派遣・広域的な応援体制	135
第 6 節	救助・救急、医療及び消火活動	135
第 1	救出計画	
第 2	医療、救護計画	
第 3	消防計画	
第 4	水防計画	
第 5	危険物等災害応急対策計画	
第 7 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	135
第 8 節	避難生活及び情報提供活動	136
第 1	避難対策計画	
第 2	広報・被災者相談計画	
第 3	住宅応急対策計画	
第 9 節	救援物資の調達・供給活動	136
第 10 節	保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動	136
第 1	防疫計画	
第 2	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	
第 11 節	応急復旧、二次災害防止活動	136
第 1	公共施設等災害応急復旧計画	
第 2	電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画	
第 3	その他施設災害応急対策計画	
第 4	廃棄物処理計画	

第 5 有害物質等による環境汚染防止計画	
第 1 2 節 ボランティアの受入れ等に関する計画.....	137
第 1 3 節 文教計画.....	137
第 1 4 節 災害救助法適用計画.....	137
第 4 章 災害復旧計画.....	138

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	目的.....	139
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域.....	140
第3節	基本方針.....	140
第4節	南海トラフ地震の概要.....	145
1	地震の概要	
2	今後の地震発生確率	
3	想定結果	
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画.....	154
1	計画作成主体	
2	計画年度	
3	対象事業	
4	計画推進のための必要な措置	
第6節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画....	155
1	津波からの防護のための施設の整備等	
2	水防業務従事者等の安全確保対策	
3	港湾、漁港の船舶対策	
4	津波に関する情報の伝達等	
5	津波避難対策	
6	消防活動及び水防活動	
7	電気、ガス、水道、通信、放送関係	
8	交通対策	
9	市が管理又は運営する施設関係	
第7節	関係者との連携協力の確保に関する計画.....	171
第1	相互応援協力計画	
第2	自衛隊災害派遣計画	
第3	救援物資の調達・供給活動計画	
第4	帰宅困難者対策計画	
第8節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画....	178
第9節	防災訓練に関する計画.....	182
1	防災訓練	
2	職員の動員訓練	
3	通信運用訓練	
4	津波防災訓練	
5	津波避難訓練	
6	防災訓練に対する協力等	
7	実施方法	
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	184
1	市職員に対する教育	
2	住民等に対する教育・広報	
3	児童、生徒等に対する教育	
4	自動車運転者に対する教育	
5	船舶関係者に対する周知	

6 相談窓口の設置

地震災害対策計画

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、竹原市全域において発生が想定されるあらゆる地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により作成している「竹原市地域防災計画」の震災対策編・地震災害対策計画とする。
なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用する。
- 2 この計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各課等は、細部の実施計画を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

基本編第1章第3節「防災業務実施上の基本理念及び基本原則」を準用する。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第5節 竹原市の地勢の概況

基本編第1章第6節「竹原市の概要」に定めるとおりであるが、本節では活断層及び本市近辺で発生した地震について定めるものとする。

第1 活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（食い違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第4紀（約170万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となり得る断層であり、阪神・淡路大震災の震源として注目されたように今日では、地震予知の観点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

第2 竹原市近辺で発生した地震

広島県地震被害想定調査報告書（平成18年度見直し）によると、広島県に影響を及ぼす断層には、「基盤的調査観測対象活断層」に含まれる五日市断層帯、岩国断層帯、中央構造線断層帯があり、ひとたび発生すれば、局地的な激震が発生し、特に、中央構造線（石鎚山脈北縁）の活断層による地震が発生した場合には、県内でも東部地域での影響が大きいとされている。

地震断層の長さや地震規模には、相関が認められており、マグニチュード7以上の大規模な地震では、断層系としてかなり長い。また、これまでの直下型地震のうち濃尾地震、福井地震、鳥取地震、兵庫県南部地震をみると、激震域（震度7）の範囲は地震断層の近傍に分布することが多く、その形状と広さは、むしろ軟弱な地盤である沖積地など第4紀層の分布状況に強く影響されることがわかっている。

本市近辺での地震としては、安芸灘で明治38年(1905年)、昭和24年(1949年)、平成13年(2001年)に発生した地震がある。特に明治38年(1905年)の「芸予地震」は、マグニチュードはそれほど大きくなかったものの、広島・呉等の震源域周辺ではかなりの被害が報告されている。

第6節 既往地震の概要

第1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図-1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震等のタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図-2に示す。

図-1 地震の発生メカニズム

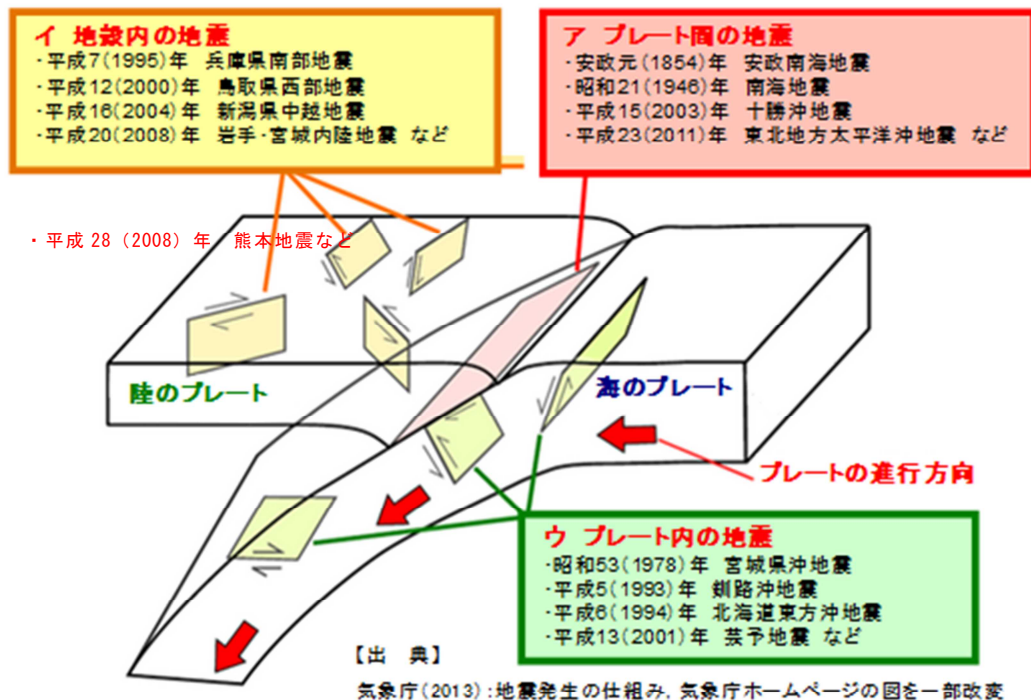
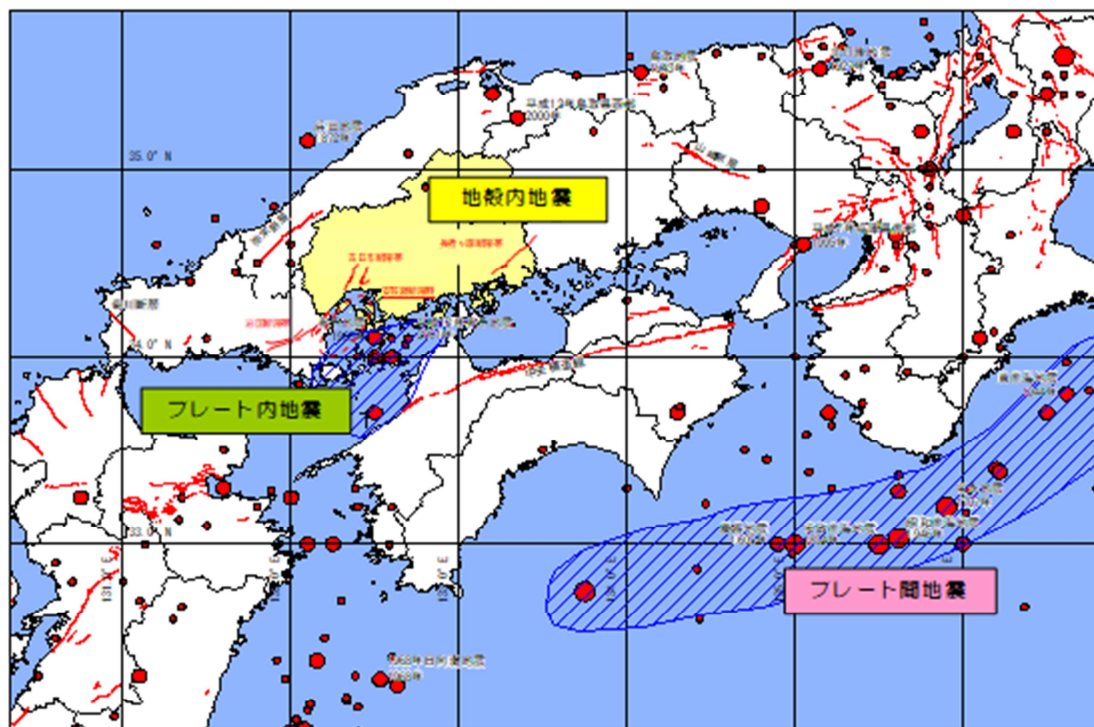
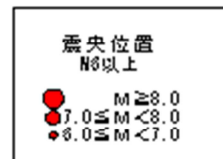


図-2 被害地震の震央位置と活断層位置



- 出典
- 1) 気象庁:「改訂 日本付近の主要地震の表(1926~1980)」, 地震月報別冊No.8, 1982
 - 2) 地震学会:「地震」
 - 3) 防災科学研究所:K-net
 - 4) 宇佐美龍夫:「新編 日本被害地震総覧」東京大学出版会
 - 5) 中田高・今泉俊文 編,2002,「活断層詳細デジタルマップ」, 東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。
(製品シリアル番号:DAFN1101)
 - 6) 活断層研究会(1991):新編日本の活断層, 東京大学出版



第2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況は以下の表のとおりであるが、「宝永地震」（1707年、M8.4）、「安政南海地震」（1854年、M8.4）、「南海地震」（1946年、M8.0）等、マグニチュード8クラスの地震も発生している。

表1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4±0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4、734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋78、半潰68）。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺（0.5m）であった。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25±0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1±0.2	中野村（北広島町）で亀裂（延長500m）を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※嘉永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要																																																								
			被害総括 <table><tr><th>郡市</th><th>死</th><th>傷</th><th>全潰</th><th>半潰</th><th>破損</th><th>煙突 損壊</th></tr><tr><td>広島市</td><td>4</td><td>70</td><td>36</td><td>20</td><td>25</td><td>25</td></tr><tr><td>呉市</td><td>6</td><td>86</td><td>5 (51)</td><td>25 (57)</td><td>(5, 957)</td><td></td></tr><tr><td>安芸郡</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>賀茂郡</td><td></td><td>2</td><td>5</td><td></td><td>14</td><td>1</td></tr><tr><td>佐伯郡</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>安佐郡</td><td></td><td>1</td><td>7</td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>11</td><td>160</td><td>56</td><td>47</td><td>40</td><td>26</td></tr></table> 出典：地震予防調査会報告、1905、No. 53 ()内は、中央気象台の記録	郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊	広島市	4	70	36	20	25	25	呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 957)		安芸郡	1	1	1	1			賀茂郡		2	5		14	1	佐伯郡			2	1			安佐郡		1	7		1		計	11	160	56	47	40	26
郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊																																																					
広島市	4	70	36	20	25	25																																																					
呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 957)																																																						
安芸郡	1	1	1	1																																																							
賀茂郡		2	5		14	1																																																					
佐伯郡			2	1																																																							
安佐郡		1	7		1																																																						
計	11	160	56	47	40	26																																																					
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2																																																								
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。																																																								
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし〔広島県調べ〕																																																								
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3、101 棟、一部損壊 18、544 棟等の被害。また、延べ 17、402 戸が停電し、各地で断水などの被害〔内閣府 (2003)〕。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。〔広島県調べ〕																																																								
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36、545 棟の被害が発生した。〔広島県調べ〕																																																								
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3,)、住家一部損壊 2 棟〔広島県調べ〕																																																								
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱)〔広島県調べ〕																																																								
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱)、住家一部損壊 32 棟 非住家 6 棟																																																								

【出典】

※ 広島県調べ、内閣府 (2003) 以外は、宇佐美龍夫 (1987) から抜粋

(内閣府 (2003) : 平成 12 年 (2000) 鳥取県西部地震について)

なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している。

第3 発生メカニズムによる地震の分類

主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると次のとおりである。

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
＜プレート内(スラブ内)地震＞ 沈み込んだフィリピン海プレート 内の地震 (やや深い地震)	・平成 13 年(2001 年)芸予地震 ・昭和 24 年(1949 年)安芸灘 ・明治 38 年(1905 年)芸予地震 ・慶安 2 年(1649 年)芸予地震 ・貞享 2 年(1686 年)芸予地震 ・安政 4 年(1857 年)芸予地震	約 50～100 年間隔で発生
＜プレート間(海溝型)地震＞ フィリピン海プレートの沈み込み によるプレート間地震	・昭和 21 年(1946 年)南海地震 ・安政 元年(1854 年)安政南海地震 ・宝永 4 年(1707 年)宝永地震	約 100～150 年間隔で発生
＜地殻内(活断層型)地震＞ 陸域の浅い地震 (深さ約 20 km 以浅)	・平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震 ・平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震 ・明治 5 年(1872 年)浜田地震	千年～数万年間隔で発生

※ 出典：「広島県の地震防災対策のあり方（平成 15 年 3 月）」に加筆

第4 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が慶長 10 年(1605 年)慶長地震をはじめ、宝永 4 年(1707 年)宝永地震、安政元年(1854 年)安政南海地震、昭和 21 年(1946 年)昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。

特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、平成 22 年(2010 年)2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1m、平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島・呉で 0.2m の津波高さを観測している。

第7節 被害想定

第1 地震被害想定調査

広島県は、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

第2 調査内容

1 想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

(1) 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1及び図－2参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次のア、イ、ウを基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

ア 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

イ 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

ウ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

(2) どこでも起こりうる直下の地震（図－3参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参 考】

■ 選定した想定地震

想定地震	選定基準※			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	広島県に被害を及ぼした主な地震
1 プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和21年(1946年)南海地震 安政元年(1854年)安政南海地震 宝永4年(1707年)宝永地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2 プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成13年(2001年)芸予地震 昭和24年(1949年)安芸灘 明治38年(1905年)芸予地震 安政4年(1857年)芸予地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
3 地殻内の地震 中央構造線断層帯						平成12年(2000年)鳥取県西部地震 明治5年(1872年)浜田地震
3) 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	—	
5) 石鎚山脈北縁西部～伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐～広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8) 岩国断層帯		○	○	○	—	
安芸灘断層群						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾～岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11) 長者ヶ原断層～芳井断層	—	—	○	○	—	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震 (23市町役場直下に震源を配置)	—	—	○	○	—	

※選定基準

①歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■ 想定地震の緒元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度、経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	— — , —	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	— — , —	—	—	—	—	—	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30～40°	約130km	20～30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐～広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層～芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	—	—	7.4 (松田(1975)の式 ($\log L = -2.9 + 0.6M$)により計算)	—
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	—	—	—	—	6.9	—

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。
※1:気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード
※2:端部の位置、長さは岡村断層部分
※3:己斐～広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略
※4:長者ヶ原断層～芳井断層は、本調査による結果を表示
※5:どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元(傾斜、長さ、幅、上端深さ等)は省略

図－1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

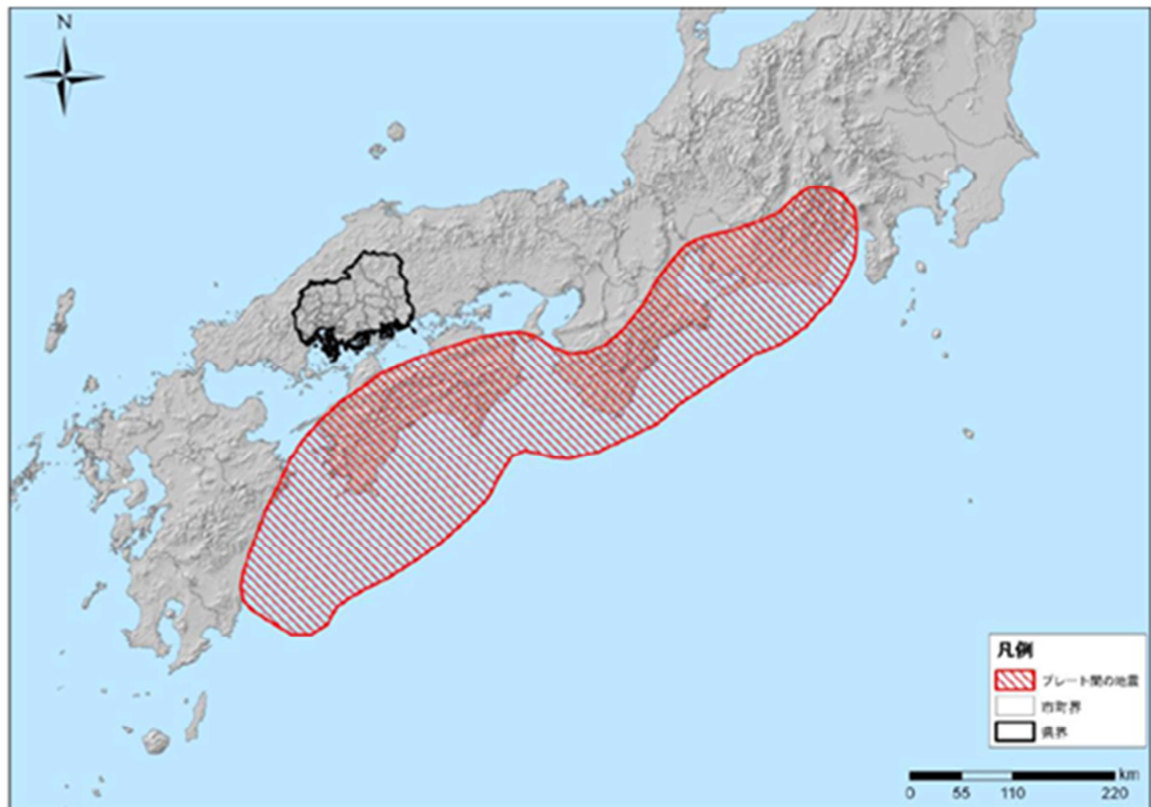
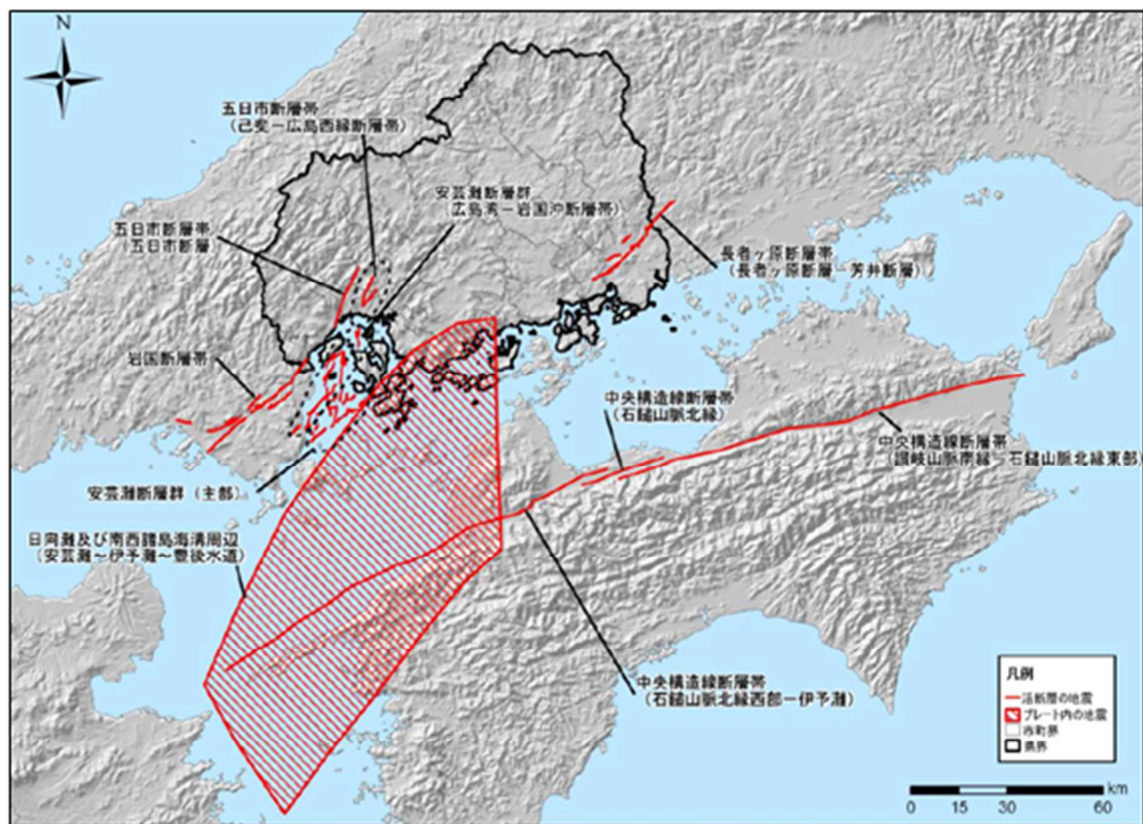
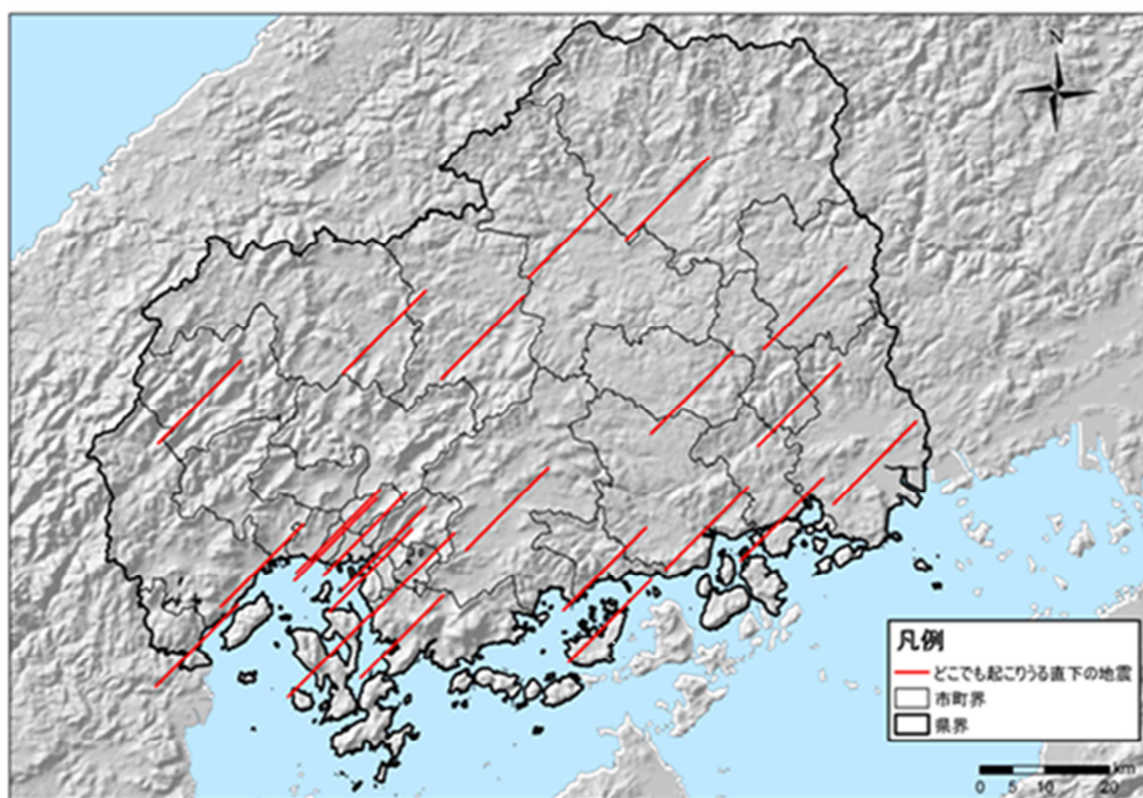


図-2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

活断層研究会（1991）：新編日本の活断層、東京大学出版会



図一 3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）



2 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

3 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県： 広島県全体で30cm以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を採用した。

各市町： 各市町で30cm以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- ・ 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース1」を選定。
- ・ 三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース5」を選定。
- ・ 福山市は、津波断層モデル「ケース4」を選定。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- ・ 安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ・ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- ・ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- ・ 安芸灘断層群（主部）
- ・ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケース組み合わせ

	地 震						津 波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね合 わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

4：四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

5：四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

4 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 （平均：風速 8m/s） （最大：風速 11m/s）	・ 多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・ オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 （平均：風速 7m/s） （最大：風速 11m/s）	・ オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・ 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 （平均：風速 8m/s） （最大：風速 11m/s）	・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

5 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）（1/2）

	想定項目	想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度、最大速度、最大加速度、SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値、沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位、最大波到達時間、津波影響開始時間、浸水深別面積、浸水開始時間、流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波（破堤に伴う浸水を含む）	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物、非飛散物	250m メッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	津波 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと（10m メッシュごとの結果を集計）
	地震火災 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒、屋外落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） *	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要搜索者 *	要救助者数、要搜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）（2/2）

	想定項目	想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数、断水人口	10m メッシュ(津波)、250m メッシュごと
	下水道	管渠被害延長、機能支障人口	10m メッシュ(津波)、250m メッシュごと
	電力 *	電柱被害本数、停電軒数	10m メッシュ(津波)、250m メッシュごと
	通信 *	電柱被害本数、固定電話の不 通回線数、携帯電話の不 通リンク	10m メッシュ(津波)、250m メッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道、直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線、在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 *	避難者数（避難所、避難所外）	市町ごと
	帰宅困難者 *	帰宅困難者数、滞留者数	市区町ごと
	物資不足量（食料、飲料水、 毛布、仮設トイレ） *	食料、飲料水、毛布、仮設ト イレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 *	要転院患者数、医療需要過不 足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物 *	災害廃棄物発生量、津波堆積 物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め 者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員 13m 以下道路リンク閉塞 率	250m メッシュごと
	避難行動要支援者	避難行動要支援者数（避難所）	市町ごと
	危険物施設・コンビナート 施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財 *	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数、かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設 *	災害対策拠点施設、避難拠点施設、 医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害 *	被害額	市町ごと
	間接被害 *	被害額	県域

*：条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品)、燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生、防疫、遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期湛水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

第3 想定結果

1 地震動等の予測

(1) 地震動（図－4 参照）

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250m メッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニ チュード	震度 面積割合 (%)					
			4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
南海トラフ地震	基本ケース	9.0	75.6	18.8	5.5	0.0	0.0	0.0
	陸側ケース		5.9	46.0	38.3	9.0	0.8	0.0
	東側ケース		63.8	29.6	6.4	0.2	0.0	0.0
	西側ケース		64.7	27.7	7.4	0.2	0.0	0.0
	経験的手法※1		16.5	51.4	24.7	7.4	0.0	0.0
	重ね合わせ※2		5.9	44.8	38.9	9.5	0.8	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	39.2	20.6	8.0	0.4	0.0
	北から破壊		19.8	44.6	24.3	10.6	0.7	0.0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	3.7	1.8	0.4	0.0	0.0
	西から破壊		82.9	10.3	4.5	2.1	0.2	0.0
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	西から破壊		92.9	5.8	1.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	12.0	4.1	0.1	0.0	0.0
	西から破壊		94.1	5.6	0.4	0.0	0.0	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	14.3	6.6	1.7	0.0	0.0
	北から破壊		76.3	15.2	6.4	2.0	0.1	0.0
己斐～広島西縁断層帯 (M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	9.8	3.6	1.6	0.1	0.0
	北から破壊		84.9	10.0	3.5	1.5	0.1	0.0
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	10.2	3.4	0.8	0.1	0.0
	西から破壊		90.4	7.4	2.0	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）	南から破壊	7.0	93.1	4.6	2.1	0.1	0.0	0.0
	北から破壊		92.3	5.3	2.2	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	南から破壊	7.4	79.8	12.6	6.0	1.5	0.0	0.0
	北から破壊		75.4	14.1	7.4	2.9	0.2	0.0
長者ヶ原断層～芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.2	8.7	3.8	2.4	0.0
	西から破壊		69.2	14.2	9.0	4.9	2.7	0.0
(参考) 己斐～広島西縁断層帯 (M6.9)	南から破壊	6.9	76.3	14.7	6.2	2.5	0.3	0.0
	北から破壊		75.6	15.4	6.3	2.4	0.3	0.0

※1 震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて
震度を簡便に 推定する手法で震度を表示したケース

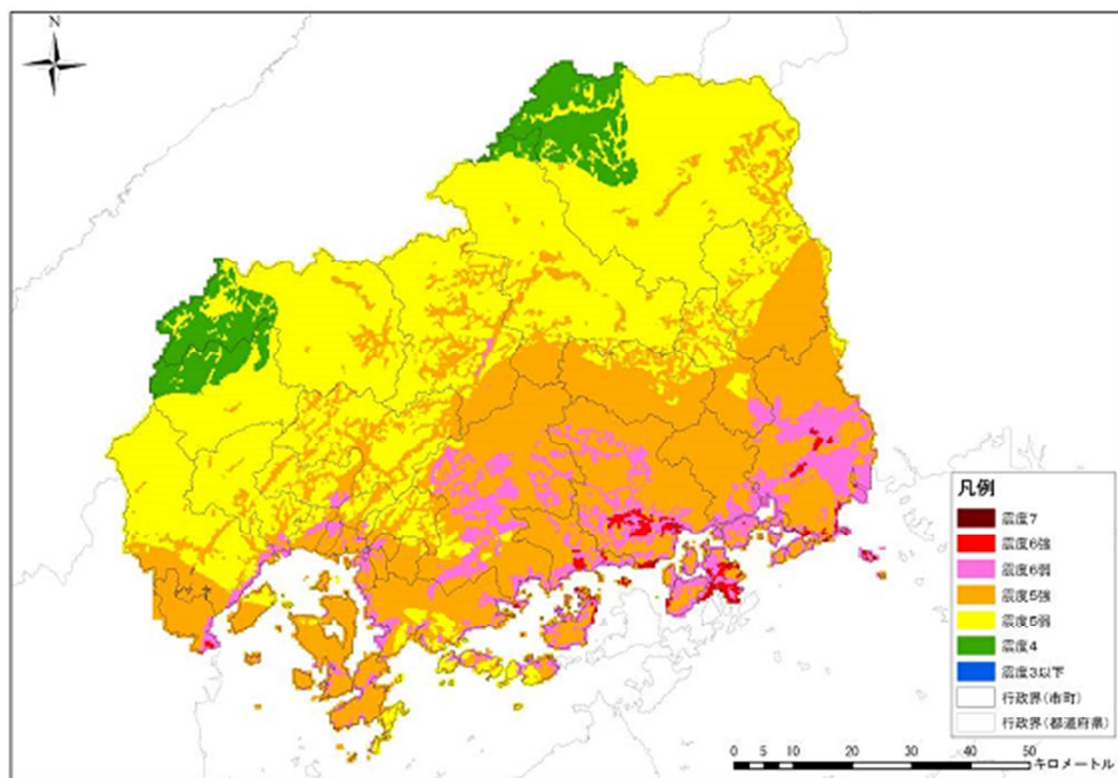
※2 基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

震度別の面積割合 (どこでも起こりうる直下の地震)

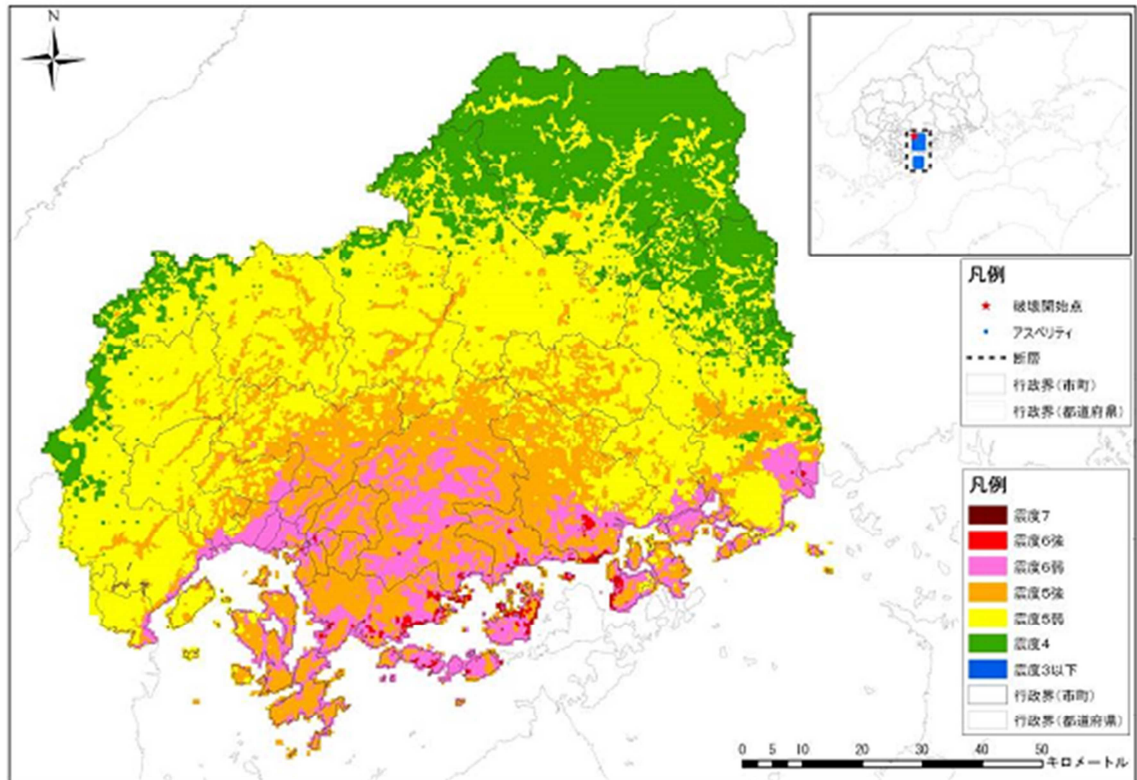
想定地震	震度 面積割合 (%)					
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
広島市直下	76.6	14.1	6.6	2.2	0.5	0.0
呉市直下	82.0	8.6	6.4	2.7	0.3	0.0
竹原市直下	77.8	11.9	7.0	2.7	0.6	0.0
三原市直下	78.2	11.2	7.4	2.7	0.5	0.0
尾道市直下	81.3	9.1	5.7	2.9	0.9	0.0
福山市直下	85.7	7.0	3.4	2.6	1.2	0.1
府中市直下	77.4	10.8	8.0	3.6	0.3	0.0
三次市直下	74.6	16.8	6.9	1.6	0.1	0.0
庄原市直下	74.8	15.5	7.3	2.2	0.2	0.0
大竹市直下	88.6	7.4	3.2	0.7	0.1	0.0
東広島市直下	72.2	15.6	8.7	2.9	0.5	0.0
廿日市市直下	79.6	12.8	5.9	1.5	0.2	0.0
安芸高田市直下	72.0	18.6	7.8	1.3	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	8.2	5.3	1.7	0.1	0.0
府中町直下	75.6	13.9	7.5	2.6	0.4	0.0
海田町直下	76.6	12.5	7.7	2.8	0.3	0.0
熊野町直下	77.5	11.2	7.3	3.8	0.2	0.0
坂町直下	77.6	12.0	7.3	2.8	0.2	0.0
安芸太田町直下	80.9	10.6	6.7	1.7	0.1	0.0
北広島町直下	76.4	14.3	7.4	1.7	0.2	0.0
大崎上島町直下	82.1	10.0	5.6	1.9	0.3	0.0
世羅町直下	70.5	17.5	9.8	2.1	0.1	0.0
神石高原町直下	76.7	12.2	9.1	2.0	0.0	0.0

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

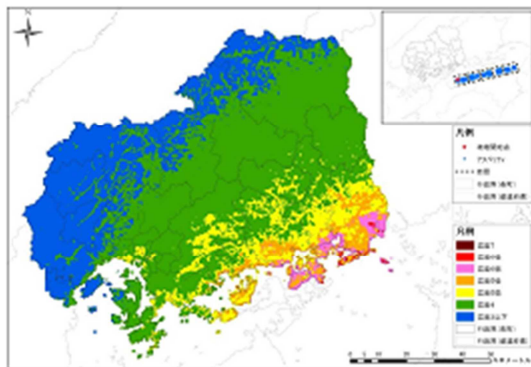
図－4 震度分布



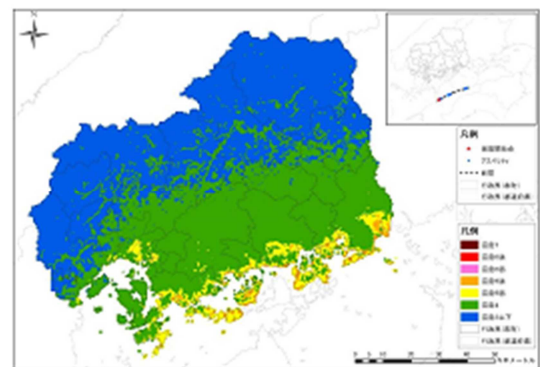
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



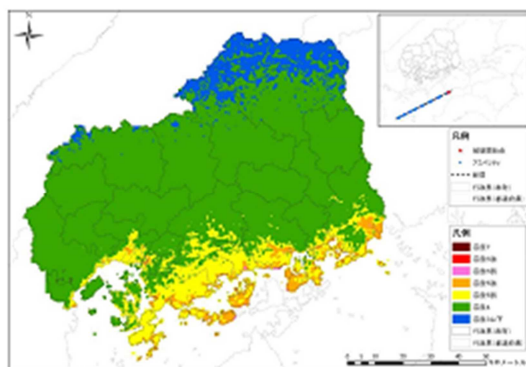
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
(北から破壊)



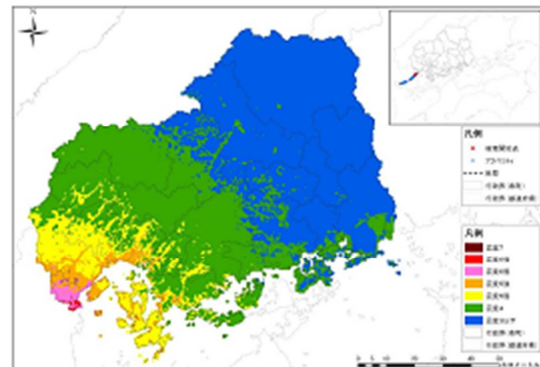
石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震 (東から破壊)



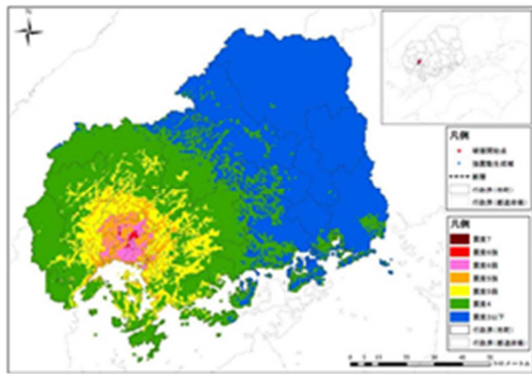
石鎚山脈北縁の地震 (西から破壊)



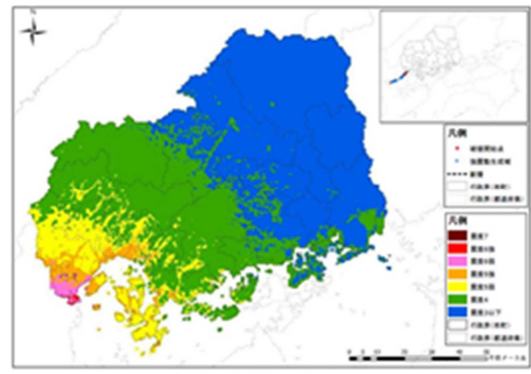
石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震 (東から破壊)



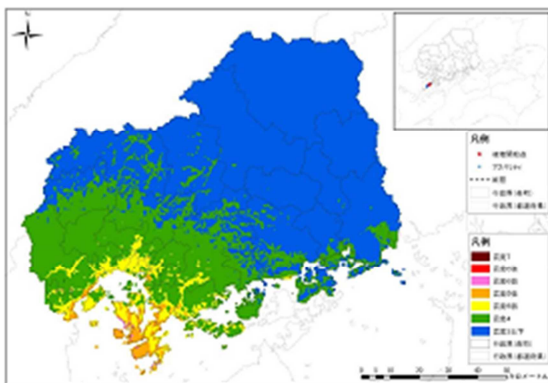
五日市断層の地震 (北から破壊)



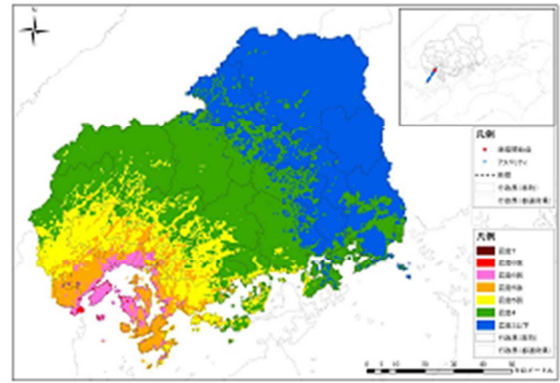
己斐—広島西縁断層帯の地震 (M6.5) (北から破壊)



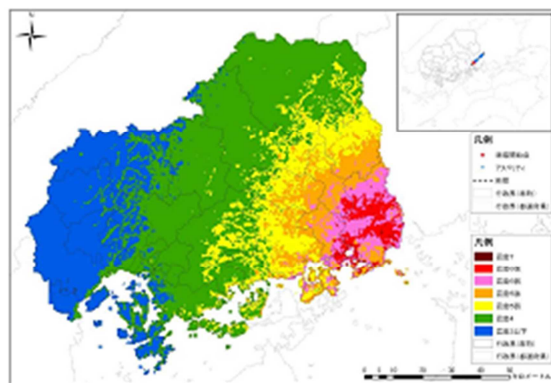
岩国断層帯の地震 (東から破壊)



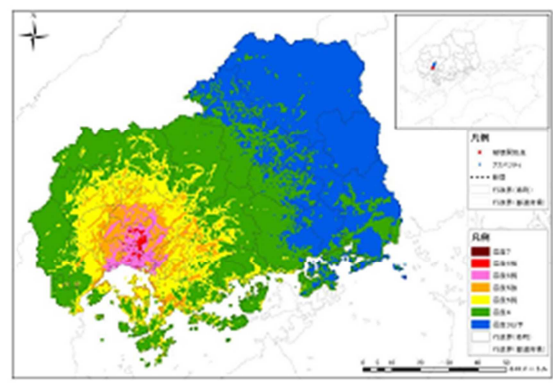
安芸灘断層群 (主部) の地震 (北から破壊)



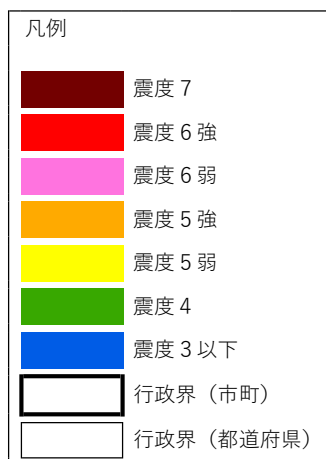
安芸灘断層群 (広島湾—岩国沖断層帯) の地震 (北から破壊)

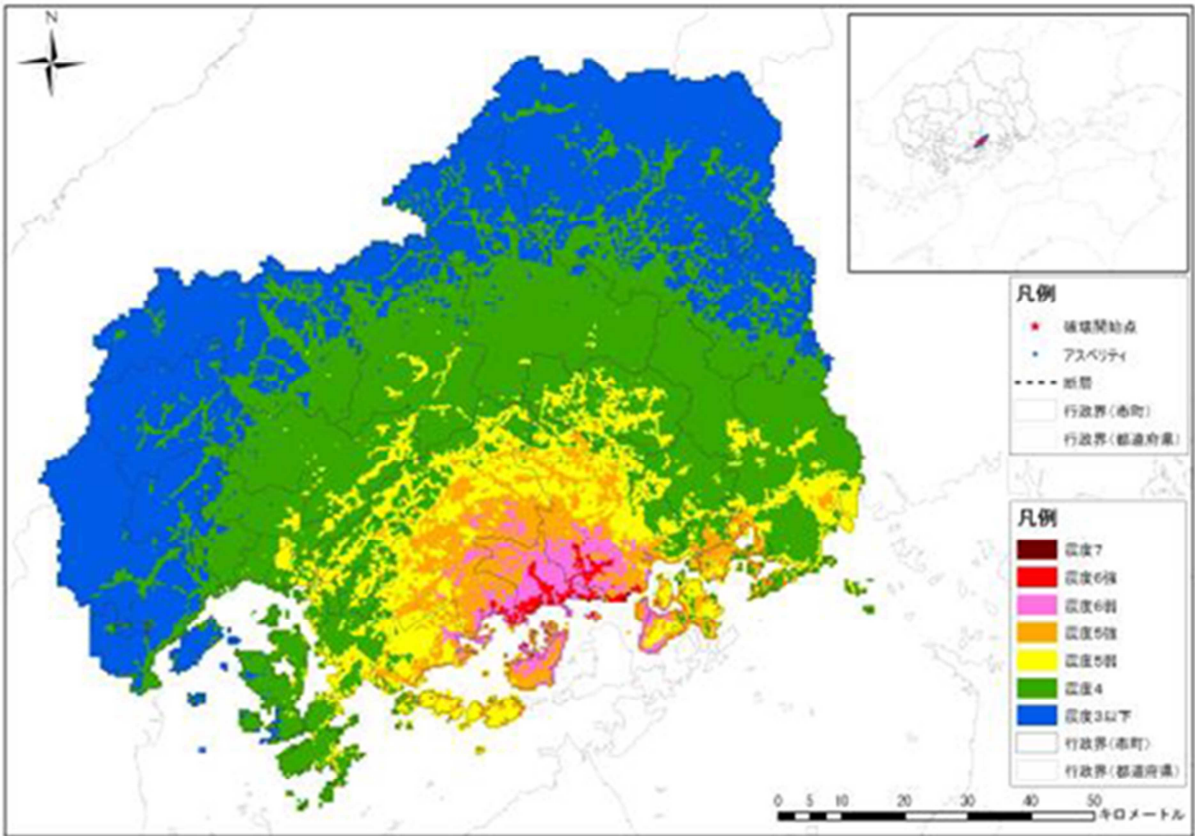


長者ヶ原断層—芳井断層の地震 (西から破壊)



(参考) 己斐—広島西縁断層帯の地震 (M6.9) の地震 (南から破壊)





竹原市直下地震

(2) 液状化（図－5 参照）

震度分布と土質状況をもとに、250m メッシュごとの液状化の危険度を示す PL 値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度 5 弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の 4 つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の PL 値分布の想定を行い、これらの中から最も PL 値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した 2 ケースの地震動の PL 値分布の想定を行い、このうち PL 値が大きくなるケースについて記した。

PL 値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度

液状化危険度	PL 値
液状化危険度が極めて高い（以下「極めて高い」）	$30 < PL$
液状化危険度がかなり高い（以下「かなり高い」）	$15 < PL \leq 30$
液状化危険度が高い（以下「高い」）	$5 < PL \leq 15$
液状化危険度が低い（以下「低い」）	$0 < PL \leq 5$
液状化危険度がかなり低い（以下「かなり低い」）	$PL = 0$

液状化危険度別の面積割合（PL 値）（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニ チュード	液状化危険度 面積割合（％）					
			対象外	かなり 低い	低い	高い	かなり 高い	極めて 高い
				PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤ 30	30<PL
南海トラフ地震	基本ケース	9.0	75.6	4.9	13.9	4.4	1.1	0.1
	陸側ケース		5.9	60.6	21.8	6.7	3.4	1.6
	東側ケース		63.8	12.3	18.0	4.5	1.2	0.2
	西側ケース		64.7	12.8	15.8	4.5	2.0	0.2
	経験的手法※1		16.5	50.3	23.9	4.5	4.0	0.8
	重ね合わせ※2		5.9	60.6	21.8	6.6	3.6	1.6
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	38.4	10.4	13.4	3.5	2.5
	北から破壊		19.8	48.1	11.5	14.5	3.6	2.5
讃岐山脈南縁～石鎚山脈 北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	1.2	2.2	2.0	0.5	0.0
	西から破壊		82.9	5.5	7.1	3.1	1.4	0.1
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	2.1	3.5	2.3	0.1	0.0
	西から破壊		92.9	1.5	3.6	1.9	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	6.0	6.7	3.1	0.4	0.0
	西から破壊		94.1	0.9	4.1	0.9	0.1	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	11.6	5.6	3.7	0.7	1.0
	北から破壊		76.3	12.4	5.7	3.8	0.7	1.0
己斐～広島西縁断層帯（M6.5）	南から破壊	6.5	84.9	6.0	4.4	3.3	0.3	1.1
	北から破壊		84.9	5.8	4.8	3.1	0.3	1.1
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	7.7	3.7	1.9	1.0	0.2
	西から破壊		90.4	4.3	2.6	2.0	0.6	0.1
安芸灘断層群（主部）	南から破壊	7.0	93.1	2.2	1.6	1.8	1.2	0.0
	北から破壊		92.3	2.6	1.9	2.0	1.0	0.1
安芸灘断層群（広島湾～岩 国沖断層帯）	東から破壊	7.4	79.8	9.8	5.7	2.1	1.6	1.0
	北から破壊		75.4	13.1	6.4	2.4	1.5	1.2
長者ヶ原断層～芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.6	8.0	4.7	1.8	0.2
	西から破壊		69.2	15.0	8.6	5.2	1.7	0.3
（参考）己斐～広島西縁断 層帯（M6.9）	南から破壊	6.9	76.3	11.3	6.3	4.4	0.5	1.2
	北から破壊		75.6	11.9	6.5	4.2	0.6	1.2

注：震度5弱以上の地域を危険度判定の対象としている。

※1 震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

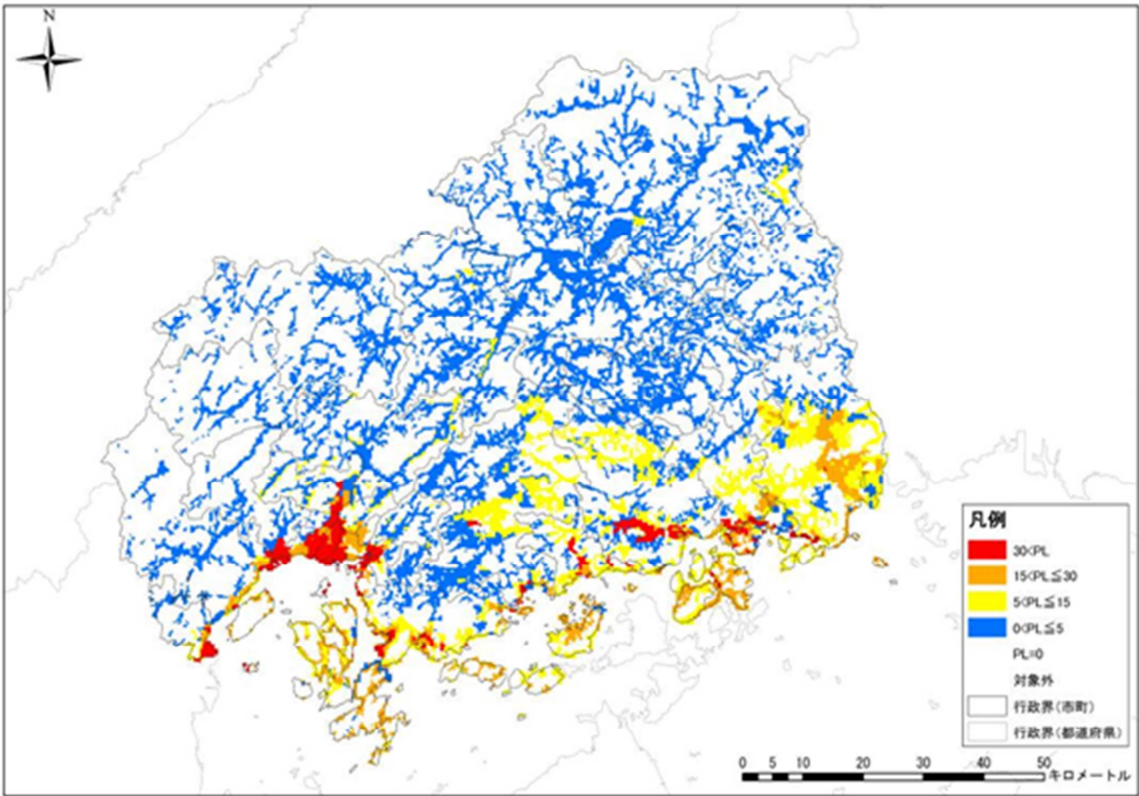
※2 基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

液状化危険度の面積割合 (PL 値) (どこでも起こりうる直下の地震)

想定地震	対象外	液状化危険度 面積割合 (%)				
		かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
広島市直下	76.6	10.9	6.1	4.3	0.9	1.2
呉市直下	82.0	7.3	4.5	3.3	1.9	0.9
竹原市直下	77.8	8.1	7.2	5.3	1.1	0.4
三原市直下	78.2	8.5	6.2	5.5	1.1	0.5
尾道市直下	81.3	7.4	5.7	3.6	1.5	0.4
福山市直下	85.7	5.8	3.6	3.4	1.5	0.2
府中市直下	77.4	10.3	5.9	4.9	1.5	0.1
三次市直下	74.6	12.1	9.5	3.8	0.0	0.0
庄原市直下	74.8	13.2	7.6	4.3	0.0	0.0
大竹市直下	88.6	5.3	2.7	2.0	1.0	0.3
東広島市直下	72.2	11.4	7.6	6.7	1.8	0.3
廿日市市直下	79.6	10.4	4.8	3.2	0.8	1.1
安芸高田市直下	72.0	12.6	10.3	4.9	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	6.1	4.5	1.9	1.7	1.0
府中町直下	75.6	11.1	6.3	5.1	0.7	1.2
海田町直下	76.6	10.3	5.7	5.2	0.9	1.3
熊野町直下	77.5	9.6	5.4	5.0	1.4	1.1
坂町直下	77.6	9.8	5.6	4.5	1.2	1.3
安芸太田町直下	80.9	12.7	3.5	2.3	0.5	0.1
北広島町直下	76.4	12.5	6.5	4.3	0.3	0.0
大崎上島町直下	82.1	6.3	5.9	4.2	1.2	0.4
世羅町直下	70.5	12.2	9.3	7.1	0.8	0.1
神石高原町直下	76.7	10.8	6.5	5.3	0.6	0.0

※：震度5弱以上を対象としている。
 ※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

図－5 液状化危険度分布 (PL 値)



南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

(3) 津波（図－6 参照）

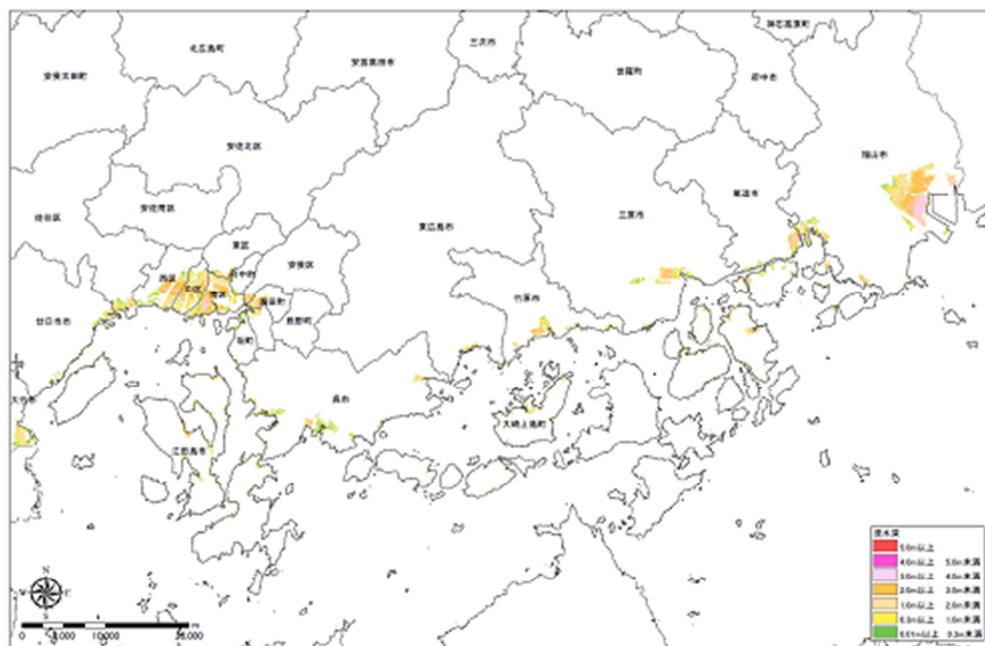
想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震、安芸灘断層群（主部）の地震、安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）の地震については、津波による被害を記した。

ここでは、浸水深別面積（堤防が機能しない場合）について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル 11 ケースのうち、広島県にとって被害の大きい（人的被害に結びつく浸水深 30cm 以上の広島県全域での浸水面積が最大）津波断層モデル ケース 1 の場合を示す。

浸水深別面積（構造物が機能しない場合）

想定地震	浸水面積（ha）				
	浸水深 1cm 以上	浸水深 30cm 以上	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上	浸水深 5m 以上
南海トラフ地震（津波ケース 1）	12,474	10,679	6,618	3,343	8
安芸灘～伊予灘～豊後水道	7,921	6,749	4,515	1,903	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	6,520	5,537	3,680	1,479	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	6,032	5,262	3,536	1,311	0
安芸灘断層群（主部）	5,382	4,794	3,214	1,108	0
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	5,844	5,131	3,422	1,179	0

図－6 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



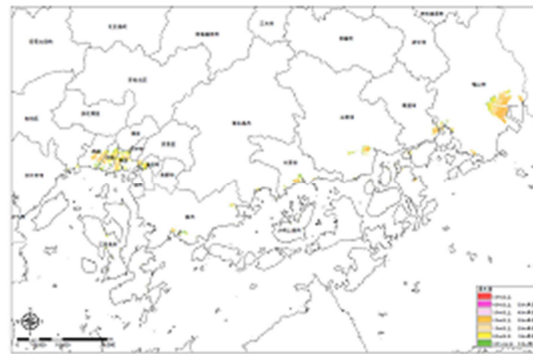
南海トラフ巨大地震（ケース 1）



安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震



讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震



石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震



安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震



安芸灘断層群（主部）の地震

浸水深		
5.0m以上	4.0m以上	5.0m未満
4.0m以上	3.0m以上	4.0m未満
3.0m以上	2.0m以上	3.0m未満
2.0m以上	1.0m以上	2.0m未満
1.0m以上	0.3m以上	1.0m未満
0.3m以上	0.01m以上	0.3m未満
0.01m以上		

2 広島県全域で想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

(1) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較して

も圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

(2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

(3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

(4) 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

(5) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1兆円となる。

(6) 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建

物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

(7) 己斐－広島西縁断層帯 (M6.5) (北から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は1.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

(8) 岩国断層帯 (東から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.9%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約1万人となる。地震発生直後においては、断水人口が22,020人、停電が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

(9) 安芸灘断層群 (主部) (北から破壊)

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.2%である。さらに、県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,382haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により2,987棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり45人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約25万人となる。地震発生直後においては、断水人口が556人、停電が39,865軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.8兆円となる。

(10) 安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯) (北から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は3.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,844haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により8,335棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり3,495人で、その9割が津波によるものである。避難を必要とする人が約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が50,465人、停電が69,582軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

(11) 長者ヶ原断層－芳井断層 (西から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は2.7%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は7.6%である。さらに、県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により46,629棟の建物が全壊し、死者が2,840人、負傷者が22,170人発生し、避難を必要とする人

が約12万人となる。地震発生直後においては、断水人口が553,671人、停電が44,585軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約3.9兆円となる。

(12) (参考) 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9) (南から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.32%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.8%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約12,603棟の建物が全壊し、死者が539人、負傷者が9,131人発生し、避難を必要とする人が約5万人となる。地震発生直後においては、断水人口が10,814人、停電が49,426軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

3 被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 1 / 2

想定項目	想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁 ～石鎚山脈北 縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁 西部～伊予灘	五日市断層
		陸側ケース 津波ケース1	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊
		マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	7.0
		地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内
	今後30年以内の発生確率	-	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		福山市 坂町 大崎上島町 他	呉市 海田町 大崎上島町 他	三原市 尾道市 福山市他	-	呉市 竹原市 三原市他
	県全面積に対する面積率		9.8%	11.3%	2.3%	0.0%	0.1%
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		5.0%	6.1%	1.5%	0.1%	0.4%
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	483	418	62	0	2
	②地すべり		5	1	2	0	0
	③山腹崩壊		619	547	167	0	1
津波 被害	津波の浸水面積（ha）		12,474	7,921	6,520	-	6,032
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	揺れ	揺れ	液状化	液状化
	全壊棟数（棟）		69,210	29,012	7,689	1,693	3,002
	半壊棟数（棟）		200,572	120,894	40,659	3,266	9,294
	焼失棟数（棟）	*1	351	315	90	0	0
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜
	死傷者の主な原因		津波	津波	津波	-	津波
	死者数（人）	*2	14,759	11,206	2,013	0	192
	負傷者数（人）	*2	22,220	20,691	6,002	36	470
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	3,426	2,259	732	0	46
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）	*1	1,046,761	323,150	46,663	3	718
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）	*1	779,794	665,462	137,035	65,493	239,856
	電力（直後の停電軒数）	*1	119,836	132,193	53,103	255	45,683
	通信（直後の固定電話不通回線数）	*1	76,806	76,064	30,098	138	22,889
	ガス（1日後の供給停止戸数）	*1	150,069	129,308	84,254	0	79,002
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		1,699	1,428	455	100	341
	鉄道（被害箇所数）		844	781	225	50	179
	港湾（揺れによる被害箇所数）		191	231	131	26	44
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）	*1	386,814	261,823	192,410	2,179	183,639
	帰宅困難者数（人）	*3	165,911	165,911	145,475	150,986	157,472
	食料の不足量（当日・1日後）（食）	*1	-569,818	-235,322	-56,786	312,571	-32,649
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）	*1	-10,015	-8,067	-2,605	-79	-3,484
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）	*2	-1,240	2,953	23,113	31,035	27,859
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t）	*1	124.40	49.70	13.32	2.75
		不燃物（万t）	*1	372.17	172.89	44.86	11.00
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）	*4	240	260	42	16	47
	道路閉塞（幅員13m未満）（%）		5.7	1.8	0.5	0.0	0.0
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）	*1	76,404	51,548	37,562	443	35,739
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		96	106	26	0	0
	文化財の被害件数（件）	*1	11	9	6	0	4
	孤立集落（集落）		0	5	3	0	0
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		126	234	44	0	0
	重要施設	①災害対策本部等	61	70	15	0	0
		②避難拠点施設	618	791	92	1	6
		③医療施設	63	77	15	0	2
経済 被害	直接被害（億円）	*1	89,030	58,776	20,514	4,779	9,953
	間接被害（億円）	*1	37,477	28,082	15,267	3,862	5,743
	合計（億円）		126,507	86,858	35,781	8,641	15,696

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 2/2

想定項目	想定地震	己斐ー広島西縁断層帯 (6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾ー岩国沖断層帯)	長者ヶ原断層ー芳井断層	(参考) 己斐ー広島西縁断層帯 (6.9)
		北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊
		マグニチュード 6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
		地震タイプ 地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
		今後30年以内の発生確率	不明	0.03～2%	0.1～10%	不明	不明
地震動	震度6弱以上のエリア	広島市府中町坂町他	大竹市廿日市市	呉市江田島市	大竹市江田島市坂町他	尾道市福山市府中市他	府中町海田町坂町他
液状化	県全面積に対する面積率	1.6%	0.9%	0.2%	3.1%	7.6%	2.8%
	県全面積に対する液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)	1.4%	1.2%	1.1%	2.7%	2.0%	1.7%
土砂災害	①急傾斜地	79	16	3	61	786	159
	②地すべり	0	0	0	0	8	0
	③山腹崩壊	90	9	7	86	734	168
津波被害	津波の浸水面積 (ha)	-	-	5,382	5,844	-	-
建物被害	全壊の主な原因	揺れ	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ
	全壊棟数 (棟)	7,612	4,498	2,987	8,335	46,629	12,603
	半壊棟数 (棟)	30,565	10,166	6,534	39,380	76,429	46,746
	焼失棟数 (棟) *1	144	36	0	99	945	261
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜
	死傷者の主な原因	建物倒壊	建物倒壊	津波	津波	建物倒壊	建物倒壊
	死者数 (人) *2	249	72	43	3,495	2,840	539
	負傷者数 (人) *2	5,302	1,073	230	5,962	22,170	9,131
	重傷者数 (負傷者の内数) (人) *2	429	131	9	744	4,809	924
ライフライン施設被害	上水道 (1日後の断水人口) (人) *1	3,681	21,327	530	48,585	544,113	10,814
	下水道 (1日後の機能支障人口) (人) *1	433,144	219,826	200,642	455,622	168,735	504,304
	電力 (直後の停電軒数) *1	31,859	2,761	39,865	69,582	44,585	49,426
	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1	16,068	2,527	19,987	37,493	38,675	25,105
	ガス (1日後の供給停止戸数) *1	0	0	79,002	80,995	0	0
交通施設被害	道路 (被害箇所数)	341	194	229	535	659	483
	鉄道 (被害箇所数)	285	130	122	342	320	358
	港湾 (揺れによる被害箇所数)	68	36	30	94	120	76
生活支障	避難所避難者数 (当日・1日後) (人) *1	19,169	7,494	163,203	186,001	70,362	31,646
	帰宅困難者数 (人) *3	142,368	142,234	144,883	156,268	96,775	150,204
	食料の不足量 (当日・1日後) (食) *1	289,219	302,781	17,577	-36,469	151,648	271,790
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基) *1	-3,897	-1,670	-2,927	-5,523	-1,752	-4,707
	医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0:不足) *2	25,268	30,310	32,119	22,714	7,538	19,812
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物 (万t) *1	12.83	7.28	4.67	13.80	21.82
		不燃物 (万t) *1	47.02	29.49	20.57	52.86	245.75
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数 (人) *4	158	53	19	128	86	208
	道路閉塞 (幅員13m未満) (%) 道路リンク10～50%以下	0.4	0.1	0.0	0.3	7.7	1.2
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人) *1	3,742	1,470	31,701	36,176	13,519	6,173
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)	23	36	0	64	86	43
	文化財の被害件数 (件) *1	0	0	4	4	30	1
	孤立集落 (集落)	0	4	0	2	28	0
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	1	2	0	8	175	5
	重要施設	①災害対策本部等	36	15	5	37	37
		②避難拠点施設	484	141	46	498	607
		③医療施設	37	14	3	44	49
経済被害	直接被害 (億円) *1	18,522	10,359	7,914	24,434	38,838	24,181
	間接被害 (億円) *1	8,206	5,417	6,017	12,379	18,744	9,610
	合計 (億円)	26,728	15,776	13,931	36,813	57,582	33,791

※ は、被害の最大値を示す

*1: 冬 18時, 風速11m/s

*2: 冬 深夜, 風速11m/s

*3: 昼12時

*4: 朝7時～8時

4 被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 1 / 4

想定項目	想定項目	想定地震	広島市 直下地震	呉市 直下地震	竹原市 直下地震	三原市 直下地震	尾道市 直下地震	福山市 直下地震		
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9		
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 海田町 坂町他	呉市 熊野町 坂町他	竹原市 三原市 大崎上島町他	竹原市 三原市 尾道市他	三原市 尾道市 福山市他	尾道市 福山市 府中市他		
		県全面積に対する面積率	2.7%	3.0%	3.3%	3.2%	3.8%	3.9%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		2.1%	2.8%	1.5%	1.6%	1.9%	1.7%		
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	165	176	248	284	456	257		
	②地すべり		0	0	1	2	5	5		
	③山腹崩壊		159	241	197	253	443	395		
建物 被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ		
	全壊棟数（棟）		16,667	11,093	8,668	10,490	24,293	30,047		
	半壊棟数（棟）		52,115	33,959	22,396	34,439	46,261	50,609		
	焼失棟数（棟）		*1	369	180	246	162	582	630	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数（人）	*2	777	433	341	503	1,426	1,773		
	負傷者数（人）	*2	10,808	6,253	4,072	7,115	12,150	14,257		
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	1,334	727	564	843	2,346	3,035		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）		*1	26,942	178,301	41,157	87,840	247,108	413,478	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）		*1	516,903	360,916	164,379	116,739	118,894	139,583	
	電力（直後の停電軒数）		*1	59,225	18,707	7,850	11,758	20,767	28,845	
	通信（直後の固定電話不通回線数）		*1	30,245	11,432	5,131	7,215	15,404	26,023	
	ガス（1日後の供給停止戸数）		*1	0	0	0	0	0	0	
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		493	390	406	438	428	385		
	鉄道（被害箇所数）		399	255	241	241	227	192		
	港湾（揺れによる被害箇所数）		88	94	106	130	127	97		
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）		*1	39,755	19,080	10,480	13,432	30,676	48,011	
	帰宅困難者数（人）		*3	157,406	155,685	158,999	95,918	96,227	60,851	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）		*1	259,435	284,239	295,360	285,739	252,219	208,815	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）		*1	-4,898	-3,179	-1,146	-699	-886	-1,256	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足）		*2	16,849	22,718	24,922	25,310	20,887	18,337	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t）	*1	29.12	19.19	15.21	18.76	44.35	54.43	
		不燃物（万t）	*1	96.50	65.19	50.03	57.54	128.41	161.12	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）		*4	208	95	34	39	53	63	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下			1.7	0.9	1.0	1.1	2.2	4.3	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）		*1	7,765	3,950	2,167	2,791	6,329	9,110	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）			52	23	12	19	37	67	
	文化財の被害件数（件）		*1	3	2	3	3	16	13	
	孤立集落（集落）			0	1	0	0	0	4	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）			4	17	26	46	68	101	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟）	*1	46	32	9	20	21	17
		②避難拠点施設		670	322	93	110	154	132	
		③医療施設		53	29	8	14	24	32	
経済 被害	直接被害（億円）		*1	27,883	21,437	15,441	17,502	23,817	27,670	
	間接被害（億円）		*1	10,777	11,243	8,303	11,514	14,677	16,144	
	合計（億円）			38,660	32,680	23,744	29,016	38,494	43,814	

※：は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 2 / 4

想定項目	想定項目	想定地震	府中市 直下地震	三次市 直下地震	庄原市 直下地震	大竹市 直下地震	東広島市 直下地震	廿日市市 直下地震	
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		尾道市 福山市 府中市他	三次市 庄原市 安芸高田市	三次市 庄原市	大竹市 廿日市市 江田島市他	竹原市 東広島市 熊野町他	広島市 廿日市市 坂町他	
	県全面積に対する面積率		3.9%	1.7%	2.4%	0.8%	3.4%	1.7%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		1.6%	0.0%	0.0%	1.3%	2.1%	1.9%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	143	28	67	23	162	53	
	②地すべり		3	10	3	0	0	0	
	③山腹崩壊		285	53	60	11	117	75	
建物 被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化	
	全壊棟数（棟）		9,168	2,065	2,467	4,754	7,987	7,672	
	半壊棟数（棟）		34,802	7,565	7,238	11,211	24,015	27,786	
	焼失棟数（棟） *1		162	27	27	36	117	144	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人） *2	439	94	124	93	223	233		
	負傷者数（人） *2	7,242	1,482	1,494	1,358	3,611	4,615		
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2	758	153	200	168	368	399		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1		184,358	16,476	9,016	25,354	70,710	17,777	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1		122,135	35,141	39,879	199,511	316,357	411,177	
	電力（直後の停電軒数） *1		17,338	1,233	1,551	3,658	11,712	21,853	
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1		14,987	549	860	3,376	7,942	12,559	
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1		0	0	0	0	0	0	
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		479	351	349	166	516	371	
	鉄道（被害箇所数）		224	170	179	126	303	269	
	港湾（揺れによる被害箇所数）		88	3	3	47	67	81	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1		14,943	1,999	1,868	8,071	12,962	18,026	
	帰宅困難者数（人） *3		84,830	106,030	86,439	134,132	165,300	148,773	
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1		292,629	311,173	312,936	301,622	291,999	289,400	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1		-767	226	180	-1,473	-2,682	-3,669	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2		26,702	32,821	33,528	30,713	24,529	26,030	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t） *1	16.34	3.70	4.45	7.77	13.52	12.89
			不燃物（万t） *1	50.74	11.26	13.20	30.72	48.81	47.66
その他 施設等 被害	エレベーター内閉じ込め者数（人） *4		55	6	5	35	87	135	
	道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下		1.0	0.3	0.4	0.2	0.7	0.4	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1		2,897	433	408	1,574	2,548	3,488	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		27	4	3	43	11	26	
	文化財の被害件数（件） *1		3	0	1	0	0	0	
	孤立集落（集落）		7	0	0	2	1	0	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		78	3	1	2	141	4	
	重要施設	①災害対策本部等	12	4	4	12	12	33	
		②避難拠点施設	114	22	69	81	113	393	
		③医療施設	21	0	1	7	17	40	
経済 被害	直接被害（億円） *1		15,930	3,332	3,079	10,564	17,320	18,523	
	間接被害（億円） *1		12,930	3,257	3,420	5,990	7,616	9,020	
	合計（億円）		28,860	6,589	6,499	16,554	24,936	27,543	

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 3/4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸高田市 直下地震	江田島市 直下地震	府中町 直下地震	海田町 直下地震	熊野町 直下地震	坂町 直下地震		
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9		
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 三次市 安芸高田市他	呉市 江田島市 坂町他	府中町 海田町 坂町他	府中町 海田町 熊野町他	海田町 熊野町 坂町他	海田町 熊野町 坂町他		
	県全面積に対する面積率		1.5%	1.8%	3.0%	3.1%	4.0%	3.0%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		0.2%	2.7%	1.9%	2.2%	2.5%	2.5%		
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	57	88	233	207	135	169		
	②地すべり		0	0	0	0	0	0		
	③山腹崩壊		23	128	179	151	170	170		
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ		
	全壊棟数（棟）		2,999	6,090	16,557	13,662	9,329	11,892		
	半壊棟数（棟）		9,025	22,353	52,246	44,460	40,712	44,576		
	焼失棟数（棟）		*1	36	63	546	399	162	287	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数（人）	*2	94	127	782	590	315	474		
	負傷者数（人）	*2	1,441	3,209	10,846	8,731	7,156	8,383		
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	155	211	1,331	1,007	532	808		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）	*1	18,913	35,340	33,097	46,225	90,018	52,532		
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）	*1	153,041	334,151	520,239	492,661	451,125	480,623		
	電力（直後の停電軒数）	*1	1,931	11,448	53,555	42,002	33,318	43,982		
	通信（直後の固定電話不通回線数）	*1	1,165	6,639	27,136	21,506	18,173	22,625		
	ガス（1日後の供給停止戸数）	*1	0	0	0	0	0	0		
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		387	307	529	522	510	495		
	鉄道（被害箇所数）		173	202	410	392	354	383		
	港湾（揺れによる被害箇所数）		8	92	89	93	104	95		
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）		*1	3,765	10,521	39,793	31,555	20,163	27,445	
	帰宅困難者数（人）		*3	164,462	148,205	157,406	157,406	157,406	157,406	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）		*1	310,352	299,463	255,652	264,728	286,171	272,176	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）		*1	-969	-2,837	-4,931	-4,591	-4,084	-4,438	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足）		*2	28,622	27,605	18,071	20,271	21,465	20,426	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t）	*1	5.17	10.04	29.08	23.77	15.91	20.52
			不燃物（万t）	*1	17.70	38.82	95.76	80.26	56.35	70.69
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）		*4	39	81	208	186	148	170	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下			0.5	0.4	1.8	1.0	0.5	0.7	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）		*1	781	2,158	7,812	6,245	4,030	5,456	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）			4	16	50	48	31	46	
	文化財の被害件数（件）		*1	0	0	4	1	1	2	
	孤立集落（集落）			0	0	22	29	5	9	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）			0	12	4	4	25	4	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟）	*1	2	28	37	34	36	36
		②避難拠点施設		22	313	650	586	495	603	
		③医療施設		2	29	48	46	40	47	
経済 被害	直接被害（億円）		*1	6,226	17,129	27,611	25,578	23,540	25,068	
	間接被害（億円）		*1	3,438	10,679	11,394	11,415	11,618	11,632	
	合計（億円）			9,664	27,808	39,005	36,993	35,158	36,700	

※： は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 4/4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸太田町 直下地震	北広島町 直下地震	大崎上島町 直下地震	世羅町 直下地震	神石高原町 直下地震	
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 廿日市市 安芸太田町他	広島市 安芸高田市 北広島町他	竹原市 三次市 大崎上島町他	三次市 福山市 世羅町他	福山市 府中市 神石高原町他	
	県全面積に対する面積率		1.8%	1.9%	2.2%	2.2%	2.0%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		0.6%	0.3%	1.6%	0.9%	0.6%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	91	77	169	54	25	
	②地すべり		1	0	1	2	0	
	③山腹崩壊		88	57	107	52	56	
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	液状化	液状化	
	全壊棟数（棟）		2,781	3,262	6,333	3,416	2,078	
	半壊棟数（棟）		6,410	8,942	18,887	13,631	9,690	
	焼失棟数（棟） *1		18	36	45	18	18	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人） *2	37	89	225	70	33		
	負傷者数（人） *2	567	1,290	3,209	1,896	1,377		
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2	60	148	366	107	54		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1		4,130	3,614	24,681	15,143	13,268	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1		171,647	204,770	100,593	105,558	94,108	
	電力（直後の停電軒数） *1		3,011	5,123	5,502	5,962	5,384	
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1		3,345	5,887	3,595	3,603	2,646	
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1		0	0	0	0	0	
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		214	325	317	499	417	
	鉄道（被害箇所数）		62	112	185	206	149	
	港湾（揺れによる被害箇所数）		13	6	98	65	39	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1		4,532	4,626	7,232	4,022	2,943	
	帰宅困難者数（人） *3		134,767	157,027	158,999	100,234	61,090	
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1		308,938	308,331	302,772	309,420	311,426	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1		-1,162	-1,494	-479	-497	-373	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2		31,508	29,301	28,237	31,232	33,464	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t） *1	4.48	5.52	11.06	5.83	3.51	
		不燃物（万t） *1	18.39	19.90	36.24	20.39	12.71	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） *4		45	63	30	32	26	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下		0.1	0.2	0.7	0.1	0.1	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1		900	934	1,556	823	586	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		1	5	10	7	5	
	文化財の被害件数（件） *1		1	0	0	1	0	
	孤立集落（集落）		0	0	1	0	1	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		0	3	27	2	3	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟） *1	3	1	13	5	4
		②避難拠点施設		145	25	76	49	42
		③医療施設		6	4	7	5	3
経済 被害	直接被害（億円） *1		6,340	7,029	12,855	9,299	6,606	
	間接被害（億円） *1		3,533	3,282	7,403	7,427	7,543	
	合計（億円）		9,873	10,311	20,258	16,726	14,149	

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

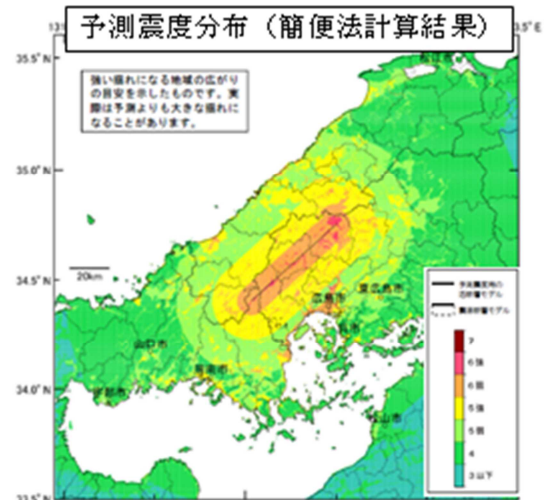
*4：朝7時～8時

どこでも起こりうる直下の地震が発生した場合の、竹原市における被害を示す。

想定項目	想定地震			竹原市直下地震
	マグニチュード			6.9
	地震タイプ			地殻内
地震動・液状化	市全面積に対する地震分布	震度6弱以上のエリア		67.9%
		震度5以上6未満のエリア		32.2%
	市全面積に対する液状化危険度面積率	PL>15のエリア（かなり高い）		2.5%
		PL>30のエリア（極めて高い）		6.6%
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所		87箇所
	②地すべり			—
	③山腹崩壊			96箇所
建物倒壊	全壊の主な原因			揺れ
	全壊棟数			3,214棟
	半壊棟数			5,931棟
	焼失棟数		*1	27棟
人的被害	死傷者数が最大の季節・時間			冬・深夜
	死傷者の主な原因			建物倒壊
	死者数		*2	211人
	負傷者数		*2	1,761人
	重傷者数（負傷者の内数）		*2	348人
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）		*1	26,276人
	下水道（1日後の機能支障人口）		*1	1,520人
	電力（直後の停電軒数）		*1	2,288棟
	通信（直後の固定電話不通回線数）		*1	1,649回線
交通施設被害	道路（被害箇所数）	直轄国道		5箇所
		直轄国道以外		26箇所
	鉄道（被害箇所数）	在来線		42箇所
生活への影響	避難所避難者数（当日・1日後）		*1	3,364人
	帰宅困難者数（当日・1日後）		*3	2,694人
	食料の不足量（当日・1日後）		*1	12,112食（需要量）
	飲料水の不足量（当日・1日後）		*1	78,828 ^{リットル} （需要量）
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）		*1	47基（需要量）
災害廃棄物	災害廃棄物発生量（可燃物）		*1	6万 t
	災害廃棄物発生量（不燃物）		*1	18万 t
経済被害	直接被害（億円）	民間	*1	1.778億円
		準公共	*1	19億円
		公共	*1	112億円
		合計		1,909億円
*1：冬 18時，風速11m/s				
*2：冬 深夜，風速11m/s				
*3：昼12時				
注：小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。				
広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）抜粋				

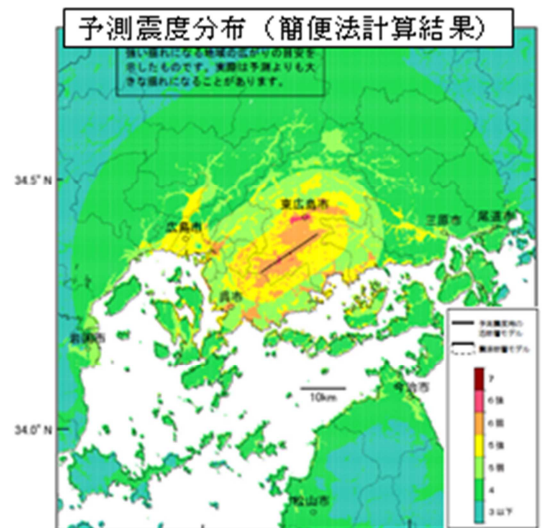
(3) 筒賀断層

区 分	内 容
位 置	山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布
長 さ	約 58 k m
地震の規模	M7.8 程度
最 大 震 度	震度 6 強（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



(4) 黒瀬断層

区 分	内 容
位 置	東広島市に分布
長 さ	約 5 km
地震の規模	M6.0 程度
最 大 震 度	震度 7（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



（注）予測震度分布（簡便法計算結果 平成 28 年 12 月地震調査研究推進本部作成）について

- ・予測震度分布（簡便法）は、強い揺れになる地域の広がりを目安を示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
- ・地震の規模の評価結果が M6.8 未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では、地震規模の下限 M6.8 を用いて評価し、予測震度分布を作成している。

第8節 減災目標

第1 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震・津波被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく減災目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、市民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、地震被害軽減のための対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。

第2 減災目標

地震の発生により想定される人的被害、経済被害額の減災効果の根拠となる次の対策項目について、減災目標を推進する。

対策項目	減災目標	関連計画
住宅等建築物の耐震化	建築物耐震化率の向上	防災都市づくりに関する計画
家具固定の促進	家具固定率の向上	同
自主防災組織の育成・強化	地域防災力の向上	住民の防災活動の促進に関する計画
急傾斜地崩壊危険箇所の対策	急傾斜地崩壊対策	防災都市づくりに関する計画
上水道等の管路の耐震化	上水道等の管路更新延長	同
耐震強化岸壁の整備	耐震強化岸壁整備率の向上	同
無電柱化の推進	電線類地中化	同
防災情報メール登録促進	登録者数の増	迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定め、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 住民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 広域避難の受入れに関する事項

第2節 防災まちづくりに関する計画

第1 方針

大規模地震発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市は、各防災関係機関との相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設等の倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまち構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあるため、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

第2 防災上重要な公共施設の整備

1 防災上重要な建築物の整備

(1) 市有建築物の耐震性の向上

市は、県の指導等により、市庁舎、学校、保育所、公民館など災害時に災害対策本部、避難所等の防災活動拠点となる市有施設の耐震性の向上及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、庁舎を始めとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

(2) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

市は、県と連携して医療機関やスーパーマーケットなど民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

2 緊急輸送道路の整備

(1) 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、施設管理者と協議等して、順次補修、補強、架替等を行う。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重

ネットワークを構築している。緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進めるほか、河川空間を活用した緊急用河川敷道路等の整備を図っている。

地震時に通行を確保すべき道路

区分	路線名称	管理者
第一次緊急輸送道路(県指定)	国道 2 号	国
	国道 185 号	国
	国道 432 号	県
	県道 75 号三原竹原線	県

3 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

4 沿道建築物の耐震化対策の推進

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

5 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえて作成された広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、市は県と連携して緊急性の高い箇所から整備するように努める。

(1) 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

レベル2【最大クラスの津波】

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

- ・また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

(2) 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

(3) 消火用水、生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、各施設管理者と協議して雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

6 港湾の整備等

(1) 防災拠点港湾の整備

災害時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するためには港湾施設が重要であり、県に整備の推進を働きかけて耐震性の向上等順次整備していく。

(2) 海上緊急輸送ネットワークの構築

陸路による交通が途絶した場合において、海上輸送が必要となるため、前記(1)の整備にあわせて、緊急輸送道路ともアクセスできる海上緊急輸送ネットワークを県と連携して構築する。

(3) 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

資料編 ・ 港湾の現況 p. 97

第3 住宅、建築物等の安全性の確保

1 一般建築物の耐震性の向上

(1) 建築物の耐震性の向上

不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるものから重点的に耐震性の向上を図り、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、広報紙等により耐震工法・耐震補強の重要性を周知・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒のおそれがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

ウ ブロック塀等の倒壊防止対策

避難路、スクールゾーン等特に安全性の確保を図る必要性のある地域を中心に修繕・補強等の指導に努める。また、生け垣等への変更を推進する。

2 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、耐震性の調査、耐震補強を計画的に実施するとともに、所有者に対して耐震性の調査、耐震補強方法等の指導に努める。

資料編 ・ 市内文化財一覧 p. 233

3 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域において適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

4 公営住宅の改修・建替の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を推進する。

5 土砂災害の防止対策の推進

市は、がけ崩れ、土石流のおそれがある土石災害警戒区域が集中している地区について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を、県と協力して推進する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

第4 ライフラインの整備

1 上水道（水道課）

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、県用水との連絡管整備等、バックアップ機能を強化する。

2 下水道（下水道課）

(1) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(2) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道台帳の電子化により応急復旧対策の迅速化を図る。

3 電力（中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンター）

(1) 耐震性の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(2) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

4 通信（西日本電信電話株式会社広島支店）

(1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 洞道網（共同溝）を構築する。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- カ 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- キ 移動体通信設備の高信頼化

5 ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面市街地において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第5 防災性の高い都市構造の形成

市は、市域の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や市民の理解と協力を得て、防災まちづくり計画を策定し、本地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

1 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災公園の整備

市は県と連携して、災害発生時には避難場所となる公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。また火災発生時には焼け止まり効果があるオープンスペースを各地区に適正に配置するため、公園の整備促進を図る。

(2) 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所へのルート複数化等、避難路ネットワークを計画的に整備する。

(3) 市街地再開発事業等の推進

市街地における災害の防止を図るとともに土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進するほか、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

(4) 防災活動拠点の整備

災害時に防災活動拠点となるヘリポートや救援物資集積場所を平常時から整備するとともに、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

ヘリポート	⇒	資料編「ヘリポート適地の状況」参照
救援物資集積場所	⇒	竹原市総合運動公園バンブー・ジョイ・ハイランド

(5) 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

2 都市の不燃化の促進

(1) 防火地域、準防火地域の指定

建築物が密集し、火災危険率の高い区域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(2) 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため、道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物等との組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

(3) 建築物の防火の促進

公共建築物については、新築、増改築等の際に耐火構造にするとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善に努めるものとする。また、新築、増改築等の建築物については、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導啓発に努めるものとする。

(4) 安全を重視した総合的な土地利用の促進

道路、公園、河川等による延焼遮断空間の確保、避難経路、緊急輸送道路等の確保等防災まちづくりの基本方針を都市計画の基本として位置づける。

(5) 市街地再開発事業の推進

都市における災害の防止を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進し、市街地の創造と防災機能の充実を図る。

第3節 住民の防災活動の促進に関する計画

第1 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、市町、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民活動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 防災教育

地震災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

1 実施責任者

災害予防責任者（市長等防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

2 実施内容

(1) 防災思想の普及、徹底

防災関係機関は、市民が、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波等過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めるものとする。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

(2) 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- (イ) 地震・津波に対する地域住民への周知
- (ウ) 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜大地震のときの心得＞

- a 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- b 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- c テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット及び告知放送設備により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- d 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- e 屋外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機等の倒壊に注意すること。
- f 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地等で大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- g 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- h 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- i 大地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- j 地震は突然襲ってくるため、平常時から避難方法・避難場所や医療機関等を確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯等の防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

- a 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。
なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。
また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- b 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。
- c 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、告知放送設備、広報車等を通じて迅速に入手すること。

- d 津波注意報でも危険があるので、海岸には近づかないこと。
- e 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

- a 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（※1）に退避すること。
- b 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（※1）に退避すること。
- c 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（※2）固縛する等最善の措置をとること。
- d 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- e 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

※ 1 港外：水深の深い、広い地域

2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- (エ) 地震・津波に対する一般知識
- (オ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- (カ) 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (キ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- (ク) 災害情報の正確な入手方法
- (ケ) 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- (コ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (サ) 外出時における地震発生時の対処方法
- (シ) 自動車運転時の心得
- (ス) 救助・救援に関する事項
- (セ) 安否情報の確認に関する事項
- (ソ) 津波浸水予測区域及び土砂災害危険箇所
- (タ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (チ) 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- (ツ) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (テ) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮
- (ト) 避難行動要支援者に対する避難支援
- (ナ) 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (ニ) その他必要な事項

イ 啓発方法

- (ア) ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- (イ) テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用

- (ウ) 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- (エ) 映画、スライド等の活用
- (オ) 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- (カ) その他の方法
- (3) 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ防災教育の周知徹底を図る。

 - ア 地震・津波に関する一般的な知識
 - イ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ウ 職員等が果たすべき役割
 - エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - オ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (4) 児童、生徒等に対する教育

市は、児童、生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。
- (5) 自動車運転者に対する啓発

市、県及県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。
- (6) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。
- (7) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

第3 防災訓練

1 方針

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

なお、この計画中に定めのない事項については、基本編第2章第3節第3「防災訓練計画」の定めるところによるものとする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

(1) 防災訓練の実施

ア 市は、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電

力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、県や他の市町との広域応援等とする。

想定する訓練地震は、広島県地震被害想定 of 想定地震とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

イ 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

ウ 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

エ 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

(2) 職員の動員訓練

県、市及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

なお、実施に際しては、勤務時間外に地震発生を想定して実施するなど、実践的即応体制の強化に努めるものとする。

(3) 通信運用訓練

県、市及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

(4) 津波避難訓練

ア 県、市及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

イ 避難訓練の実施主体は、企業、住民、東広島市消防局、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。

また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

ウ 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び避難場所への避難、水門・陸閘等の点検を実施する。

(5) 防災訓練に対する協力等

ア 市は、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

イ 各防災関係機関は、県や市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を作成して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

(1) 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

- (2) 大規模災害発生時における市災害対策本部及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第4 消防団への入団促進

基本編第2章第3節第4「消防団への入団促進」に定めるところによる。

第5 地区防災計画の策定等

基本編第2章第3節第5「地区防災計画の策定等」に定めるところによる。

第6 自主防災組織の育成、指導

基本編第2章第3節第6「自主防災組織の育成、指導」に定めるところによる。

第7 ボランティア活動の環境整備

基本編第2章第3節第7「ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

第8 企業等防災の促進

基本編第2章第3節第8「企業等防災の促進」に定めるところによる。

第9 市民運動の促進

基本編第2章第4節第9「市民運動の促進」に定めるところによる。

第4節 調査、研究に関する計画

第1 方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために、地震災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

第2 実施項目

- 1 市は、県及び防災関係機関が行う地震災害の原因及び地震災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究に協力する。
- 2 調査研究の結果の公表

第3 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを市民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行う。

第4 地震・津波に関する調査等

県は、国や大学の研究機関等が県内に大きな被害を与える可能性の高い地震についての調査研究に協力し、収集した各種情報を公表するので、市は、必要に応じこれらの情報を住民に対し周知するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第1 方針

防災関係機関は、地震が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策が実施するための備えを行っていくものとし、また、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

第2 災害発生直前の応急対策への備え

1 配備動員体制の整備関係

(1) 市の配備動員体制

市長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

(2) 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

(3) 業務継続性の確保

市は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

市は、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

2 緊急地震速報の伝達

迅速な緊急地震速報の伝達のため、J-ALERT 受信機が速報を受信したのち、告知放送設備及び緊急速報メールが自動起動する体制を整備している。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、告知放送設備を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確実な伝達に努めるものとする。

3 住民等の避難誘導関係

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

ア 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ 福祉避難所

(ア) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

(イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

- (ウ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害などの発生の危険性と地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は、原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路若しくは沿道における土地利用の状況その他の事情を勘案して避難路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15m～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) ハザードマップの作成・周知

市は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

市は、ハザードマップの作成に当たっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

ア 市地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

イ 指定緊急避難場所に関する事項

ウ その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

エ 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

(5) 避難計画の作成

ア 病院、学校、劇場、百貨店、地下街等、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の勧告又は指示を行った場合には、これ

らの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、要配慮者の避難に特に配慮するものとする。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児、児童、生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児、児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から、教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 県及び市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

エ 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(6) 避難の誘導

ア 避難行動要支援者の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。県及び市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第3 災害発生後の応急対策への備え

1 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達関係

(1) 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(2) 告知放送設備等による情報伝達

市は、告知放送設備による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(3) 災害広報実施体制の整備

市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信機能の整備関係

基本編第2章第5節第3.2「通信機能の整備関係」で定めるところによるほか、地震災害に対して次の事項について備える。

- (1) 緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。
- (2) 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を市民へ速やかに伝達するため、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

資料編 ・ 告知放送設備の現況 p. 97

第4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

基本編第2章第5節第4「災害派遣、広域的な応援体制への備え」で定めるところによる。

第5 救助・救急、医療、消火活動への備え

基本編第2章第5節第5「救助・救急、医療、消火活動への備え」で定めるところによる。

第6 緊急輸送活動への備え

基本編第2章第5節第6「緊急輸送活動への備え」で定めるところによる。

第7 避難受入れ・情報提供活動への備え

基本編第2章第5節第7「避難受入れ・情報提供活動への備え」で定めるところによる。

第8 救援物資の調達・供給活動への備え

基本編第2章第5節第8「救援物資の調達・供給活動への備え」で定めるところによる。

第9 燃料確保の備え

基本編第2章第5節第9「燃料確保の備え」で定めるところによる。

第10 電源の確保

基本編第2章第5節第10「電源の確保」で定めるところによる。

第11 倒木等への対策

基本編第2章第5節第11「倒木等への対策」で定めるところによる。

第12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

基本編第2章第5節第12「災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結」で定めるところによる。

第13 建設業等の担い手の確保・育成

基本編第2章第5節第13「建設業等の担い手の確保・育成」で定めるところによる。

第14 文教関係

基本編第2章第5節第14「文教関係」で定めるところによる。

第15 罹災証明書の発行体制の整備

基本編第2章第5節第15「罹災証明書の発行体制の整備」で定めるところによる。第

1

第5節の2 危険物等に関する災害予防計画

第1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

第2 実施責任者

災害予防責任者

第3 実施内容

1 危険物施設の災害予防対策

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

容量500kℓ以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関連法令に定められた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施する等、耐震性の向上に努める。

(3) 保安確保の

指導

東広島市消防局は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

資料編 ・ 危険物施設の状況 p. 123

2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

これらの対策については、市町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアルの整備

イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

エ 地震対策用安全器具の普及

オ LPガス集中監視システムの普及

(2) 火薬類取扱施設の予防対策

東広島市消防局は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

ア 火薬類取扱施設への対策

イ 点検及び通報

3 毒物劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

県は、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

ア 登録施設に対する指導

イ 登録外施設に対する指導

ウ 毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

(2) 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

ア 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

- (ア) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- (イ) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - a 毒物若しくは毒物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
 - b 設備等の点検・保守を行う者
 - c 事故時における関係機関への通報を行う者
 - d 事故時における応急措置を行う者
- (ウ) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- (エ) 前記(ウ)に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
- (オ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- (カ) 前記(イ)に掲げる者に対する教育訓練に関する事項
- イ 防災訓練の実施

前記ア(オ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。
- (2) 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第5節の3 災害対策資機材等の備蓄に関する計画

第1 方針

市は、災害発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

なお、備蓄倉庫の整備、災害対策資機材等の整備を、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて推進する。

第2 災害対策資機材等の対象

基本編第2章第5節の3第3「災害対策資機材等の対象」で定めるところによる。

第3 実施方法

基本編第2章第5節の3第4「実施方法」で定めるところによる。

第4 備蓄及び調達体制の確立

基本編第2章第5節の3第5「備蓄及び調達体制の確立」で定めるところによる。

第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第2章第6節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」を準用する。

第7節 広域避難の受入れに関する計画

基本編第2章第7節「広域避難の受入れに関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、竹原市内に地震が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、教育長、市の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達、供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入等に関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1 配備、動員計画

1 方針

この計画は、大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 市の配備・動員体制

(1) 配備体制

ア 基本編第3章第2節第1. 6「職員の配備及び動員」で定めるとおり、市は注意体制、警戒体制、非常体制の3つの体制によって対処する。

イ 配備体制の発令基準

地震災害時の市の配備基準は次のとおりとする。

※地震災害時

種 別	配備体制の内容	配備時期の基準
		地震発生時
注意体制	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする	1 市内に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。(※) 3 広島県に「津波注意報」が発表されたとき。 4 その他、副市長が必要と認めたとき。
警戒体制 (災害警戒本部設置)	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。	1 市内に震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 広島県に「津波警報」が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。(※) 5 市内で長周期地震動階級3を観測し、かつ、災害が発生したとき。 6 その他、副市長が必要と認めたとき。 (注)1及び4は、副市長が必要と認めたとき。
非常体制 (災害対策本部設置)	災害対策本部を設置し、各部において迅速かつ適切に各分掌事務を実施し得る体制とする。	【自動設置】 1 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 広島県に「大津波警報」が発表されたとき。 【市長の命令による設置】 3 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。(※) 4 市内で長周期地震動階級4を観測したとき。 5 大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがあるとき。 6 その他、市長が必要と認めたとき。
緊急非常体制 (勤務時間外の体制)	災害対策本部の初期活動体制を確保するための体制とする。また、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替え得る体制とする。	【自主参集】 1 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 2 広島県に「大津波警報」が発表されたとき。

- (注) 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。
- (※) 気象庁による発生した現象及び評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて必要な体制をとる。(注意体制、警戒体制、非常体制)

(2) 緊急非常体制

ア 勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生したとき又は広島県に「大津波警報」を発表したときは、初期活動体制を確保するため、職員は周囲の安全を確認した上で、徒歩・自転車・バイクにより速やかに参集し、配備につくものとする。

参集する場所及び担当業務は、原則として次のとおりである。

職員の区分	参集場所	担当業務
初動体制要員 (通勤距離4km以内)	市庁舎3階 総務課	本部の設置、本部の通信連絡等初期活動体制の確立
上記以外の職員	当該職員の勤務先	担当する応急対策業務

※庁舎が被災し参集できない場合は、庁舎南側駐車場に参集すること。

イ 被災状況等により参集できない場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡するものとする。

ウ 緊急非常体制に基づく措置

(ア) 市長が事故や不在等の非常時には、自衛隊の災害派遣要請の依頼などの職務代理者の順序を次のとおりとする。

副市長、教育長、総務部長、企画部長、市民福祉部長、建設部長、教育次長の順

(イ) 緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替えるものとする。

(3) 非常体制

災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア 自動的に本部を設置する場合

(ア) 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合

(イ) 広島県に「大津波警報」が発表された場合

イ 市長の命令で設置する場合

(ア) 市内において震度5弱又は震度5強の地震が発生し、特に市長が必要と認めた場合

(イ) 地震により市内に相当大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講ずるため特に市長が必要と認めた場合

ウ 市長が命令できない場合

市長が事故や不在の非常時には、前記職務代理者の順序に従い、設置を命令する。

(4) 動員体制

ア 各体制における災害対策要員は、基本編第3章第2節第1「組織、動員計画」に定める設置基準に基づき、それぞれの配備体制により動員する。

イ 各部長は、職員の参集状況を把握し、速やかに災害対策本部（庶務班）に報告しなければならない。

- ウ 要員が不足する場合は、災害対策本部（庶務班）が要員の動員及び調整を行う。
- (5) 災害対策本部の組織及び事務分掌
災害対策本部の組織及び分掌事務は、基本編第3章第2節第1「組織、動員計画」の定めによるものとする。

第2 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 県内の地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動の観測施設

県内には、計測震度計が、8箇所に整備され、震度の観測を行っている。
また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を感知）を設置している。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。

（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市二河町、竹原市中央）

資料編 ・ 市内震度計設置状況 p. 99

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

- (ア) 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報等

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(標記しない)

(注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差である。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(イ) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震及び津波に関する情報の種類と内容

(1) 伝達基準

- ア 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- イ 広島県に津波警報等が発表されたとき。

ウ その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表される。

(2) 地震・津波に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
	震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。
		津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
		緊急地震速報(警報)発表時	
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
		都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	
津波情報 (注2)	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表	
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	

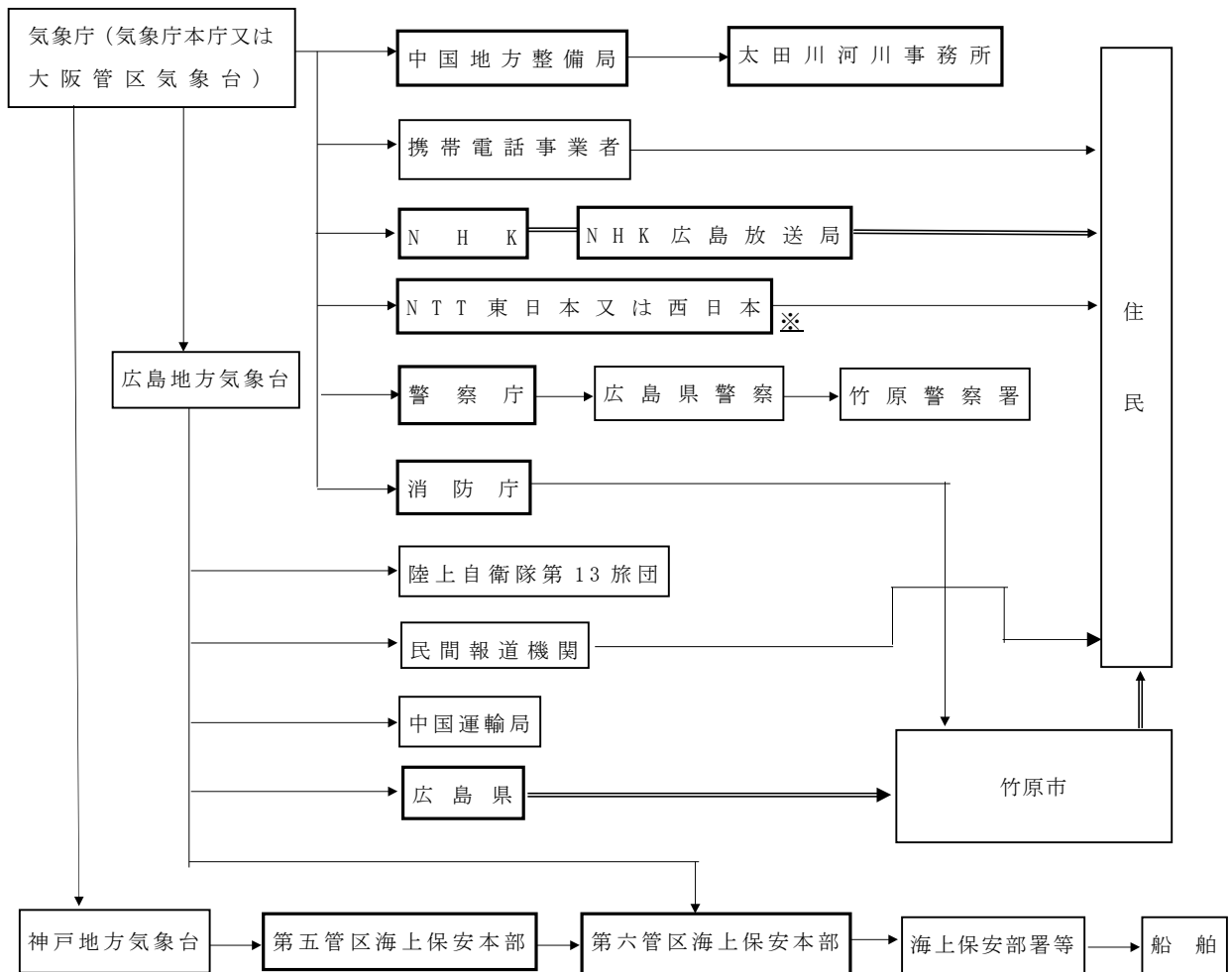
(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模

(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

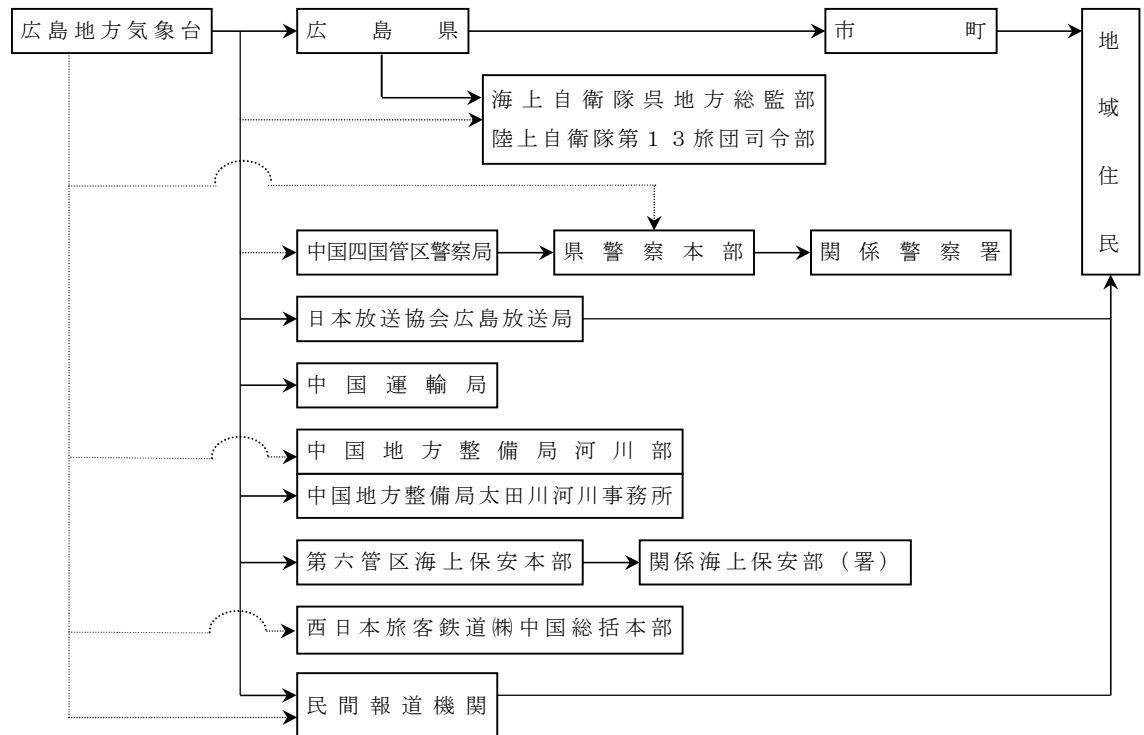
4 津波警報等の伝達経路

(1) 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- (注)
- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達機関
 - ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ・※印は、津波注意報の通知は行わない
 - ・NHK広島放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する。

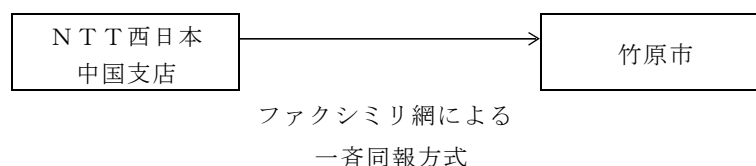
- (2) 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

2 民間報道機関は、(株)テレビ新広島、(株)中国放送、(株)広島ホームテレビ、(株)広島テレビ放送、広島FM放送(株)、(株)中国新聞社である。

- (3) NTT西日本は、次の経路により津波警報を伝達する。【呉エリア】



5 市における情報収集・伝達

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。地震及び津波情報の受領・伝達は総務企画部危機管理課長が担当する。

特に瀬戸内海地域を震源とするような近場で地震が発生した場合、大規模な津波の襲来が予測される。また、地震発生時、津波到達までの時間が短く、津波情報の入手を待って対策を講じたのでは、間に合わない場合があるので、本市において震度4以上の地震が発生したときは、次により情報収集を行う。

- (1) 関係部課及び関係機関による高台からの海面監視の強化
- (2) 漁業協同組合等からの情報（潮位・波の高さ）収集

- (3) 津波警報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。
- (4) 情報の伝達は、電話、FAX、告知放送設備等により速やかに行う。

第3 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置を取り、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ定める避難場所について平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

(1) 指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 市長の措置

- (ア) 市長は、火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

- (イ) 市長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合は、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚知により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。

- (ウ) 地震の発生により、降等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

イ 警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置を行ういとまがないとき又は市長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

- (ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。
- エ 知事又はその命を受けた職員
 - (ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立ち退きを指示する。
 - (イ) 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。
- (2) 避難指示等の内容
 - 市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。
 - ア 避難対象地域
 - イ 避難指示等の発令理由
 - ウ 避難先及び避難経路
 - エ 避難の方法及び携行品
 - オ その他必要な事項
- (3) 住民への周知及び関係機関への連絡
 - 避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。
 - ア 住民への周知徹底
 - 避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を告知放送設備、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、広報車等の利用及び消防団員の協力、テレビ（C A T Vを含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な広報媒体を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて関係防災機関及び自主防災組織等の協力を得て、周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者となり得る者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。
 - イ 関係機関との相互連絡
 - 市、県、竹原警察署及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。
- (4) 防災上重要な施設の避難対策
 - 病院、学校、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
 - 保育所、小・中学校、義務教育学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 避難場所・避難路の選定

市長は、避難場所・避難路を選定する場合には、避難場所・避難路の周辺にがけ崩れ、液状化、浸水及び大火による輻射、工場等の爆発等の危険がなく、地震時においても避難住民の安全が十分に保てると認められるものとしなければならない。また、選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

(1) 避難場所・避難路の定義

避難場所・避難路の定義は、おおむね次による。

ア 避難場所

(ア) 広域避難場所

広域避難場所とは、地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地、学校のグラウンド等をいう。

(イ) 一時避難場所

一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持ち、また、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。

イ 避難路

避難路とは、避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の住民を当該避難場所へ迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

(2) 避難場所・避難路の選定基準

避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

ア 避難場所

(ア) 広域避難場所

a 総面積 10ha 以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、周辺家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮し、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積を確保すること。

また内部には、避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

b 収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在期間、避難時の行動など利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1 人当たり 1 m²を確保して算定すること。

c 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2 % 未満であり、かつ、散在していること。

d 大規模ながけ崩れ、地すべりや浸水又は液状化などの危険がないこと。また、余震等による建築物の二次被害のおそれがないこと。

- e 純木造密集市街地から 300m 以上、建ぺい率 5 % 程度の疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れていること。

(イ) 一時避難場所

- a 学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。
- b 一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所であること。
- c 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。

ウ 避難路

- (ア) 避難路は、避難場所に通じる道路又は緑道であること。
- (イ) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずること。
- (ウ) 避難路の幅員は原則として 15m 以上とすること。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね 8 m 以上の幅員を有する道路を選定すること。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が 15～10m の場合には、一般車両の通行規制、10 m 以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)また、地域の実態によっては、幅員が上記基準に満たない場合でも、安全な道路を避難路として選定すること。
- (エ) 避難路は、相互に交差しないこと。
- (オ) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とすること。
- (カ) 地震災害時に一部不通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導にあたる者

- ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

- ア 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

- イ 避難は幼少児、高齢者、障害者等要配慮者を優先する。

- ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に支援者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

- エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

- オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
 - カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- 5 再避難の措置
- 誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1 災害情報計画

1 方針

この計画は、市域内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

市における地震災害情報の収集及び伝達手段は、次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ 広報車等による巡回
- ウ 告知放送設備による収集
- エ 竹原消防署、竹原警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ 市内郵便局からの情報
- キ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- ク 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ケ マスコミの報道
- コ 県震度情報ネットワークシステムの活用
- サ 県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による伝達
- イ 告知放送設備の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ C A T Vの活用
- オ 登録制メール、エリアメールの活用
- カ アマチュア無線のボランティアの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 地震災害情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（県災害対策本部が設置されていない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 災害対策基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前記(ア)の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある災害応急対策責任者に通報するとともに、庁内各課(室)を経て、県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国(消防庁)や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

なお、市が県へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

(a) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(b) 市が災害対策本部を設置したもの

(c) 災害が2市町村以上又は2県以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

b 個別基準

(a) 地震

地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの

(b) 津波

津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

(c) 社会的影響基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

県危機管理監は、必要と認めた場合は、関係のある他の災害応急対策責任者に通報するとともに、庁内各課(室)を経て、県地方機関に通知する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

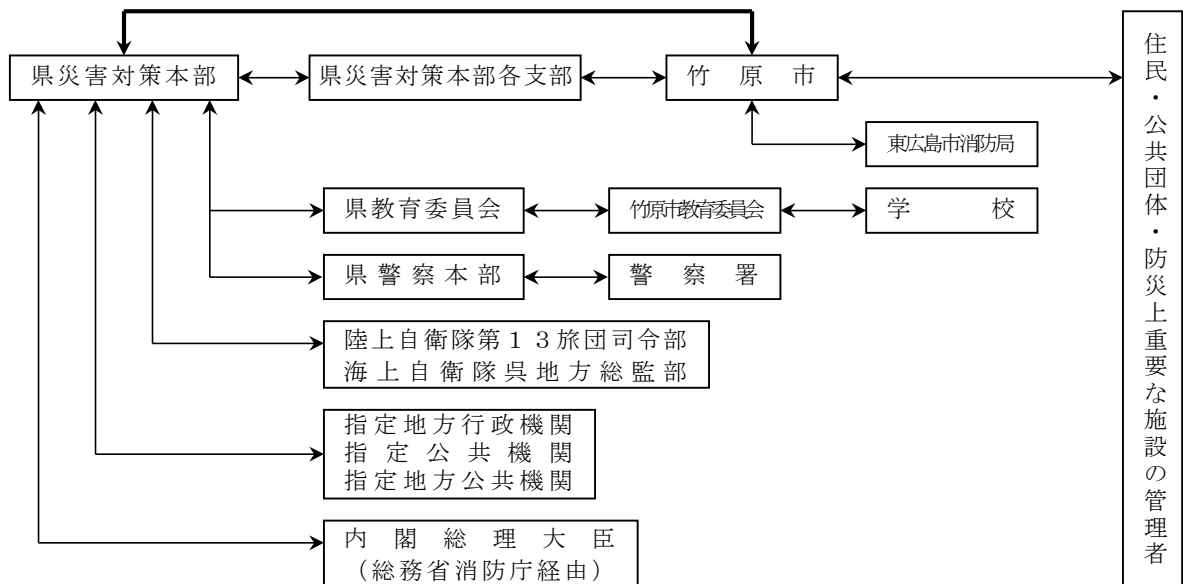
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の情報交換

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 県災害対策本部が設置された場合の経路

県災害対策本部（情報連絡班）が設置された場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、市域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあつては、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告するものとする。

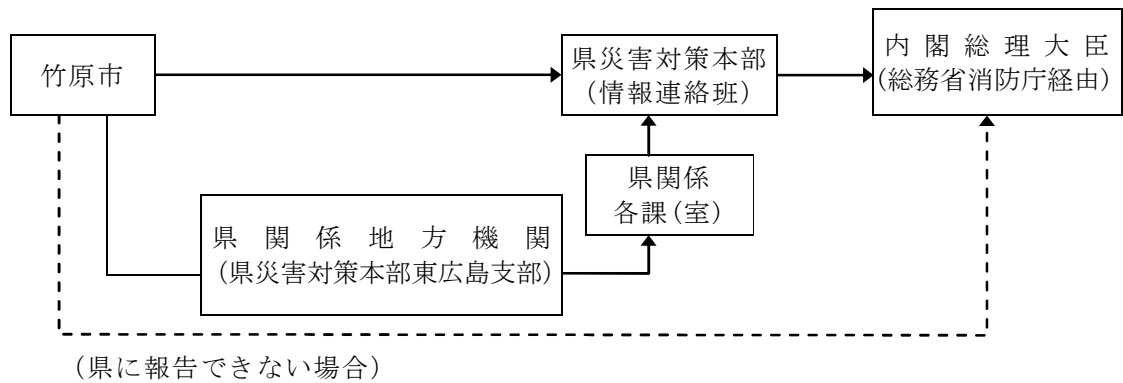
県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、災害発生状況の迅速な把握を主眼として、次により県に報告する。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（県が災害対策本部を設置していない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁）

回線別	区分	平日（9：30～18：15） ※ 応 急 対 策 室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77—048-500-90-49013	77—048-500-90-49101～49103
	F A X	77—048-500-90-49033	77—048-500-90-49036

イ 地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編掲載の「災害発生報告」により行う。

資料編 ・ 災害発生報告 p. 224

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、東広島市消防局はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

市が県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

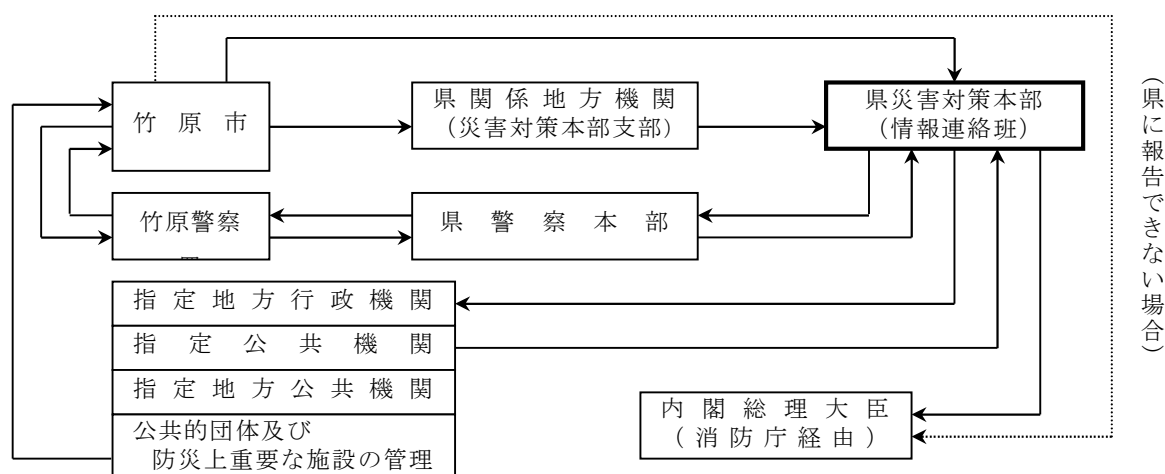
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告様式

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、被害状況の報告は、資料編に掲げる被害総括表により行うものとする。

資料編	・被害総括表	p. 225
	・被害程度の判定基準	p. 227

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

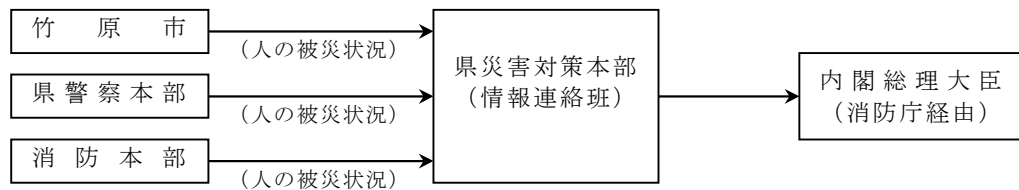
市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

(3) 人の被害についての即報

市が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。



《参考 広島県震度情報ネットワークシステムの概要》

システムの概要

- 県内に設置されている計測震度計等から、震度情報が市町や消防本部等に表示・印字されるとともに、県庁に送信されます。
- 県庁では、県内で観測した震度情報を収集するとともに、自動的に総務省消防庁、広島地方気象台、全市町及び県警本部に震度情報を送信します。
- また、広島県防災情報システムを通じて、県建設事務所・支所等にも情報を提供しています。

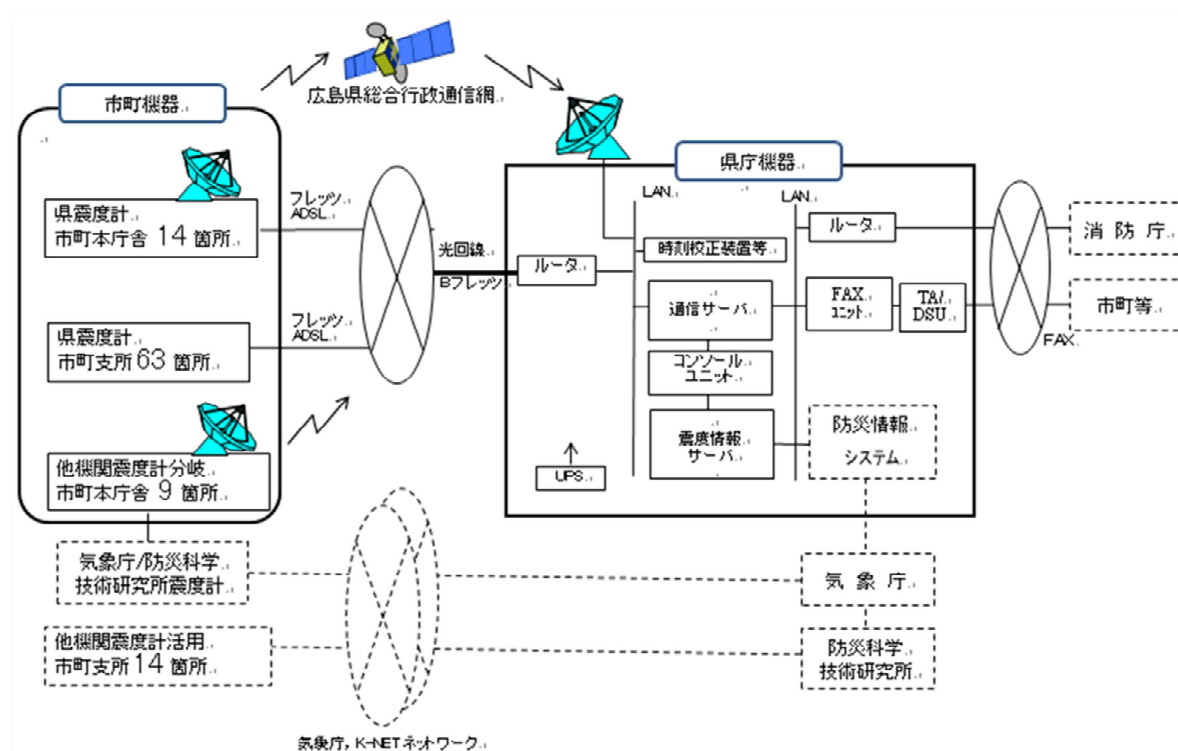
導入効果

- 広域応援体制の確立
県内全域の震度分布から被害地域を推定し、早期に県内のみならず広域の応援体制をとることができます。
- 調査研究分野への活用
地震波形及び地震継続時間を蓄積し、地震に対する調査研究に活用できます。

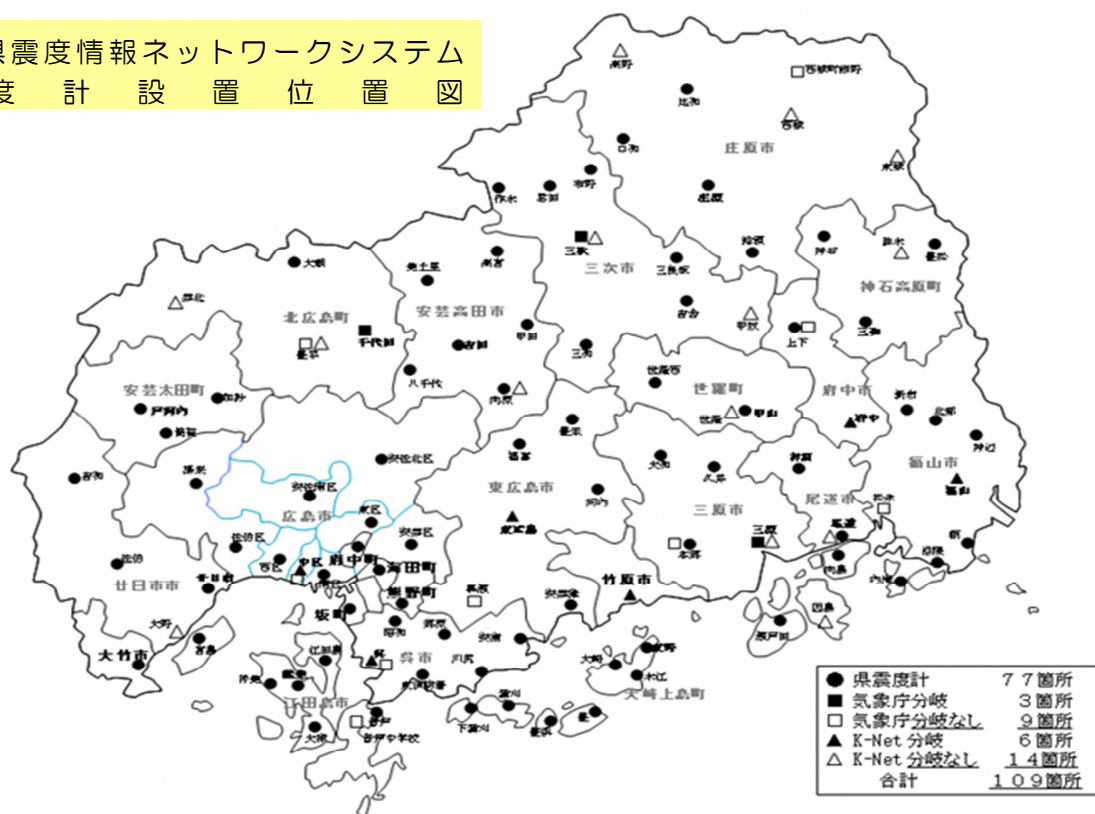
システムの特徴

- 県の設置する計測震度計の他、気象庁及び防災科学技術研究所の設置する計測震度計等の活用により、平成の大合併前の市区町村単位で震度情報を把握しています。
- 市町観測点と県庁間の回線を、地上系と衛星系の二重化を図ることにより、データ伝送路の保証を行っています。
- また、地上系回線では、地震発生時の電話回線の輻輳による、震度情報の不達のリスクを低減するため、NTTフレッツVPN網を活用し、常時接続化を図っています。
- すべての観測点で、震度計設置環境基準（平成21年10月、気象庁）に従って計測震度計を設置しており、正確な震度観測を実施しています。

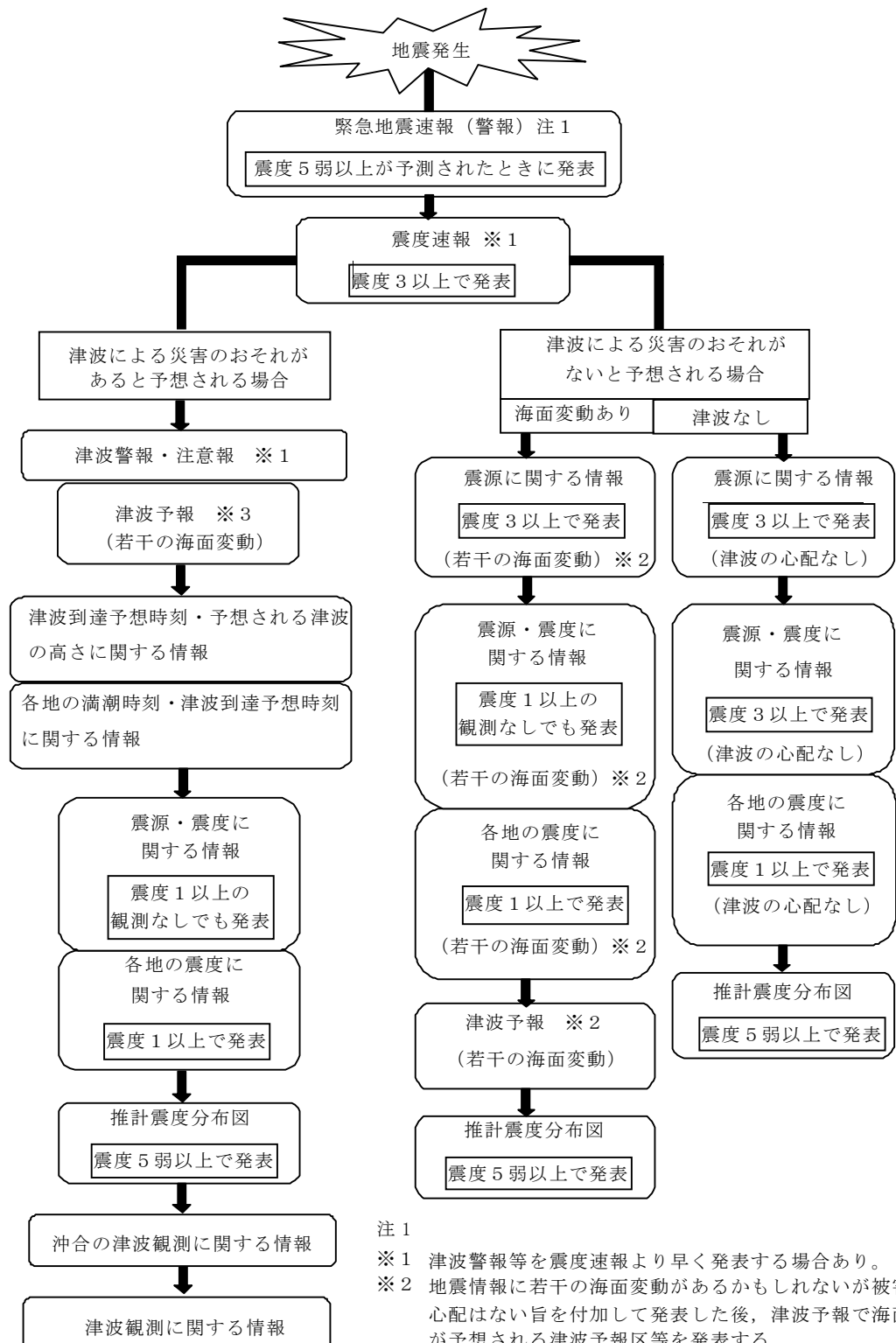
広島県震度情報ネットワークシステムの構成



広島県震度情報ネットワークシステム
震度計設置位置図



<地震・津波に関する情報発表の概念図>



注1

※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

震度階級関連解説表

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。据りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が増える。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁等のひび割れ・亀裂が増える。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすい。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜め状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜め状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間が掛かることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

出典：上記(1)～(5)は、気象庁震度階級関連解説表による。

第2 通信運用計画

基本編第3章第3節第2項「通信運用計画」を準用する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第3章第4節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

基本編第3章第5節「災害派遣・広域的な応援体制」を準用する。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救出計画

1 方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ等により多数の要救出者が発生した場合には、市は県、竹原警察署及びその他の防災関係機関等と相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、市長（消防機関を含む。）が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上における救出

(1) 市

ア 竹原消防署、消防団員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 市による救出が困難なときは、速やかに竹原警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明示事項

- ① 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数
- ④ 応援を必要とする区域及び活動内容
- ⑤ その他参考となるべき事項

なお、自衛隊への派遣要請については、基本編第3章第5節第1「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 救護機関及び竹原警察署と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

ア 知事は、市から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (ア) 他の市町に対する応援の指示
- (イ) 自衛隊に対する派遣要請
- (ウ) 救出活動の総合調整

イ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「災害救助法適用計画」による。

(3) 警察署

地震・津波災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は市及び県から要請があった場合には、市及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助に努める。
- イ 消防局及び救護機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動

エ 救出・救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(5) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、市は自主防災組織及び事業所等に対して、日頃から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織は地域の被害状況、事業所は、事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(4) 自衛隊

要請に基づき救出活動を実施する。

3 海上における救出

(1) 市長及び消防局長

市長及び消防局長は、関係防災機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

(2) 第六管区海上保安本部

災害発生時において自ら必要と認めた場合又は市から要請があった場合は、市及びその他の関係機関と協力して海難救助等を行う。

その際、地震災害等の規模に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機、特殊救難隊等により、その搜索活動を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

(3) 県警察

海上における被災者に対して、県警察は、第六管区海上保安部、市及びその他防災関係機関と連携協力し、発見、救出・救助に努める。

(4) 自衛隊

要請に基づき救出活動を実施する。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2 医療、救護計画

1 方針

市は、地震が発生した場合、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、竹原地区医師会、広島県医師会等各関係機関と相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む。以下同じ。）救護活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第3章第6節第2「医療救護・助産計画」の定めるところによるものとする。

2 医薬品・医療資機材の確保

(1) 震災発生後初期段階への対応

市及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。また、県は、重篤患者の救命に必要な医療資機材については、特に災害拠点病院への備蓄を推進するものとする。

備蓄医薬品、医療資機材の管理については、備蓄先医療機関、竹原地区医師会又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

(2) 震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合、市は、県に対して応援を要請する。

3 救急搬送の実施

(1) 負傷者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。

(2) 救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(3) 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

(4) 迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

(5) 県は、広域医療搬送の必要が生じた場合は、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点と医療機関等との間の搬送について、調整するものとする。

(6) 県は、広域医療搬送を実施するに当たっては、必要に応じ、関係機関と連携して、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置、運営するものとする。

4 救護所設置の広報

市は救護所を開設した場合、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

第3 消防計画

1 方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、東広島市消防局と連携して消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第3章第6節第3「消防計画」の定めるところによるものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 市は、東広島市消防局と連携して大地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震発生直後の消防職員・団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

東広島市消防局は、消防団員と連携して、自主防災組織等から市域内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、竹原警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

市は東広島市消防局、消防団と連携して、次の事項に留意して活動する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等の活動

市は、東広島市消防局と連携して、事業所等に対し、次の措置を講じるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

ＬＰガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

ＬＰガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。
- ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

第4 水防計画

1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第3章第6節第4「水防計画」の定めるところによるものとする。

2 応急対策

(1) 河川、海岸、ダム、ため池等の管理者

ア 地震の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、竹原警察署長に通知する。

イ 河川、ダム、ため池、水門及び樋門等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体たる竹原市は、地震発生後直ちに区域内の河川、海岸、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門、こう門及び防潮扉（以下「防潮扉等」という。）の操作その他適宜に水防活動を行う。

3 津波、高潮対策

防潮扉等の管理者及び水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮のおそれがあると判断した場合は、次の措置をとる。（津波に関する措置については、第3章第2節第1にも掲載）

(1) 防潮扉等の管理者等

ア 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

イ 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(2) 水防管理団体

ア 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

イ 水防に必要な資機材の点検整備

ウ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

エ 水防管理団体相互の協力及び応援

4 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対して応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第5 危険物等災害応急対策計画

基本編第3章第6節第5「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

基本編第3章第7節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

第8節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 避難対策計画

1 方針

地震・津波により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ定める避難場所について平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難場所及び避難所の運用について定める。

2 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、市は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自治会や自主防災組織と協力し、施設の速やかな開錠・運営体制の構築に努める。自主防災組織等とも連携して、円滑な指定避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活をせず食事のみを受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシーの確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (7) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (8) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- (9) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

- (10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

- (11) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物

の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (12) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市町を支援するものとする。

3 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、本市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は市に代わり必要な手続きを行うものとする。

市及び県は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

- 4 市が避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

- (1) 開設の日時
- (2) 開設の場所
- (3) 受入れ人員
- (4) 開設期間の見込み
- (5) その他必要と認められる事項

5 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、避難支援等関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、当該市町外の社会福祉施設等へ避難させる。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、市及び県は、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2 広報・被災者相談計画

基本編第3章第8節第2「災害広報・被災者相談計画」を準用する。

第3 住宅応急対策計画

1 方針

地震・津波が発生し、災害救助法が適用された場合、知事は応急措置として、仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。この場合、市長は知事に協力する。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、受入れ施設の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他県へ被災者を一時収容するための施設の提供を要請する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市長に実施を委任したときは、市長が実施する。
- (4) 市は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

知事は、市長から支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、若しくはそれに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて、対象の拡充について検討する。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、知事が自ら実施するものとし、市長は実施に協力するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保することとする。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

資料編 ・ 応急仮設住宅建設予定地	p. 115
-------------------	--------

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

- (ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。
- (エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。
- (オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、市長が知事から指示を受けて実施するものとする。ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、市長の協力を得て知事自ら実施するものとする。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用があるものについて、受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 市は県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 市は、地震被害に備え、建築判定実施本部をあらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 市は、県及び建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(4) 県と市間の連絡調整等

ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。また、市は当該情報提供に努める。

10 被災宅地危険度判定

大地震・津波により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また実施のための準備をする。

ア 事前対策

(ア) 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- a 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- b 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- c 宅地判定実施方法の決定等の基準
- d 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保
- e 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- f 判定用資機材の調達、備蓄
- g その他必要な事項

(イ) 市は、宅地判定に関し県が開催する講習会及び、宅地判定士の養成に協力するとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

イ 宅地判定実施の事前準備

(ア) 市長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

(イ) 市長は、宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

ウ 宅地判定の実施

(ア) 市長は、地震・津波の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

- (イ) 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときには、市長は、必要な支援を県に要請する。
- (ウ) 市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

エ 県との連絡調整

- (ア) 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- (イ) 宅地判定実施本部は、県が設置する宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

オ 市は、県から宅地判定士の派遣等の支援要請があった場合は、可能な範囲で要請に応じる。

第9節 救援物資の調達・供給活動

基本編第3章第9節「救援物資の調達・供給活動」を準用する。

第10節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

基本編第3章第10節「保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動」を準用する。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

また、次表に掲げる避難所やヘリポート等防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

防災活動拠点	施設名	管理担当部
災害対策活動拠点	竹原市役所本庁舎	総務部
避難対策拠点（避難所）	資料編参照	総務部、教育部
救援物資集積拠点	総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド	総務部
輸送拠点（ヘリポート）	資料編参照	総務部、教育部

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄道施設

鉄道管理者は、震災により設備に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急輸送通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画

と調整の上、応急復旧工事を実施する。

(3) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が震災により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市は、県と協力して砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

市は、県及び近畿中国森林管理局と協力して治山事業施工地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 防災重点ため池の緊急点検

市及びため池管理者は、ため池の堤体等が震災により被害を受けていないか、速やかに外観点検を行い、必要に応じて二次災害防止のための応急対策を実施する。

7 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

8 住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

資料編 ・ 防災重点ため池の現況 p. 92

第2 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

基本編第3章第11節第2「電力・ガス・水道・下水道施設災害応急復旧対策計画」を準用する。

第3 その他施設災害応急対策計画

基本編第3章第11節第3「その他施設災害応急対策計画」を準用する。

第4 廃棄物処理計画

基本編第3章第11節第4「廃棄物処理計画」を準用する。

第5 有害物質等による環境汚染防止計画

基本編第3章第11節第4「有害物質等による環境汚染防止計画」を準用する。

第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

基本編第3章第12節「ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

第13節 文教計画

基本編第3章第13節「文教計画」を準用する。

第14節 災害救助法適用計画

基本編第3章第14節「災害救助法適用計画」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被害者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

基本編第4章第2節「被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画」を準用する。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

基本編第4章第3節「被災者の生活確保に関する計画」を準用する。

第4節 施設災害復旧計画

基本編第4章第4節「施設災害復旧計画」を準用する。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

基本編第4章第5節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第6節 救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画

基本編第4章第6節「義援金、救援物資受入及び配分に関する計画」を準用する。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

基本編第4章第7節「災害復興計画（防災まちづくり）」を準用する。

津波災害対策計画

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、竹原市内において発生が想定されるあらゆる津波災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第40条の規定により作成している「竹原市地域防災計画」の震災対策編 津波災害対策計画とする。
なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用する。
- 2 この計画は、平成7年(1995年)1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震・津波災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の地震・津波災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

基本編第1章第3節「防災業務実施上の基本理念及び基本原則」を準用する。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第5節 竹原市の地勢の概要

基本編第1章第6節「竹原市の概要」、震災対策編地震災害対策計画第1章第5節「竹原市の地勢の概要」参照

第6節 既往地震の概要

震災対策編地震災害対策計画第1章第6節「既往地震の概要」参照

第7節 被害想定

震災対策編地震災害対策計画第1章第7節「被害想定」を準用する。

第8節 津波浸水想定

第1 基本

本節は、「広島県津波浸水想定（平成25年3月）」を基に作成したものであり、これを使用して本市の対応策等を検討する。

第2 津波浸水想定

県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下、「瀬戸内海活断層等」という。）を5ケース選定している。

(1) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区 分	地 震	規 模
最大クラスの津波 （発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）	○ 南海トラフ巨大地震 ・ 内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○ 瀬戸内海域活断層等 ・ 安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・ 讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部 ・ 石鎚山脈北縁西部―伊予灘 ・ 安芸灘層群（主部） ・ 安芸灘層群（広島湾―岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

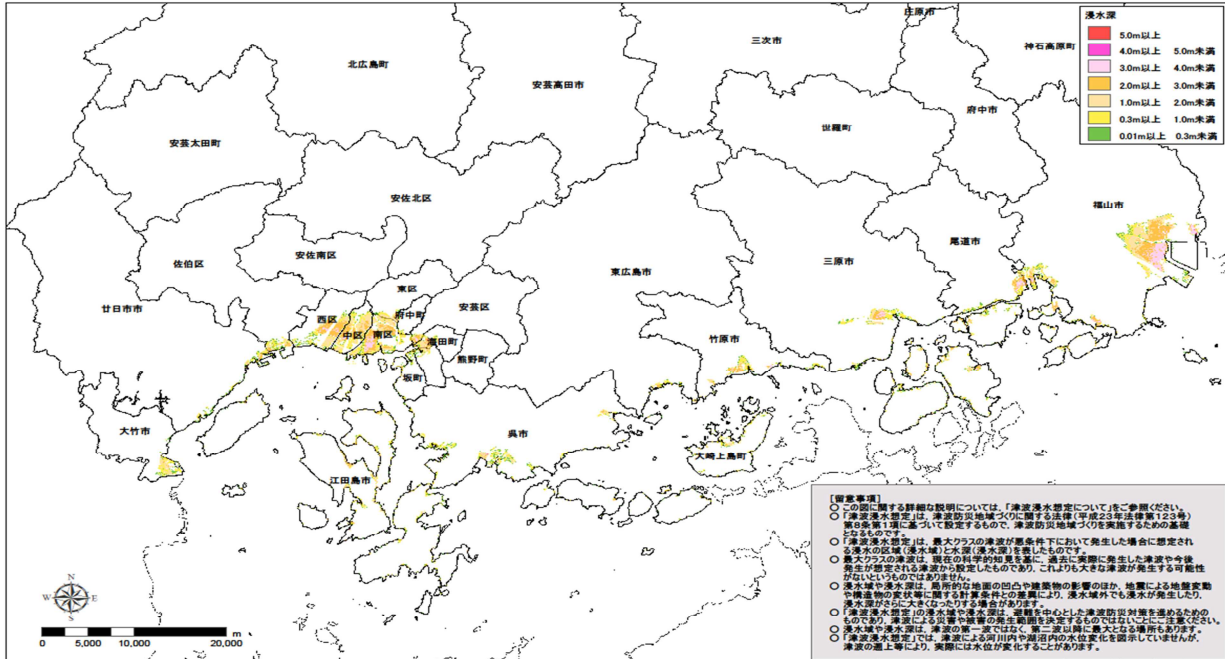
(2) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

ア 津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・ 初期潮位として2009年から2013年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・ 地震による地盤の沈下を考慮
- ・ 構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

広島県津波浸水想定図



【留意事項】の拡大

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下*において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

浸水面積（最大の場合）

(単位：ha)

	浸水面積（浸水深別）				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
竹原市	426	367	205	109	—
県全体	12,847	10,987	6,770	3,364	8

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

※ 四捨五入の関係で合計と面積が合わないことがある。

- (3) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

ア 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

	最高津波水位* ¹		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間* ² (分)
		うち津波の高さ (m)		
竹原市	3.1	1.3	347	20

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

イ 瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

	最高津波水位* ¹		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間* ² (分)
		うち津波の高さ (m)		
竹原市	2.4	0.4	140	18

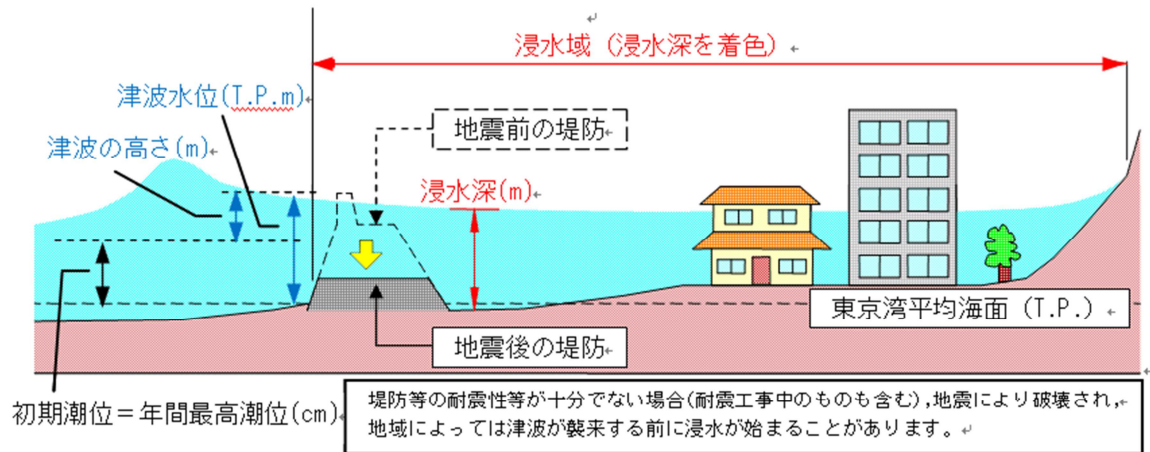
※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

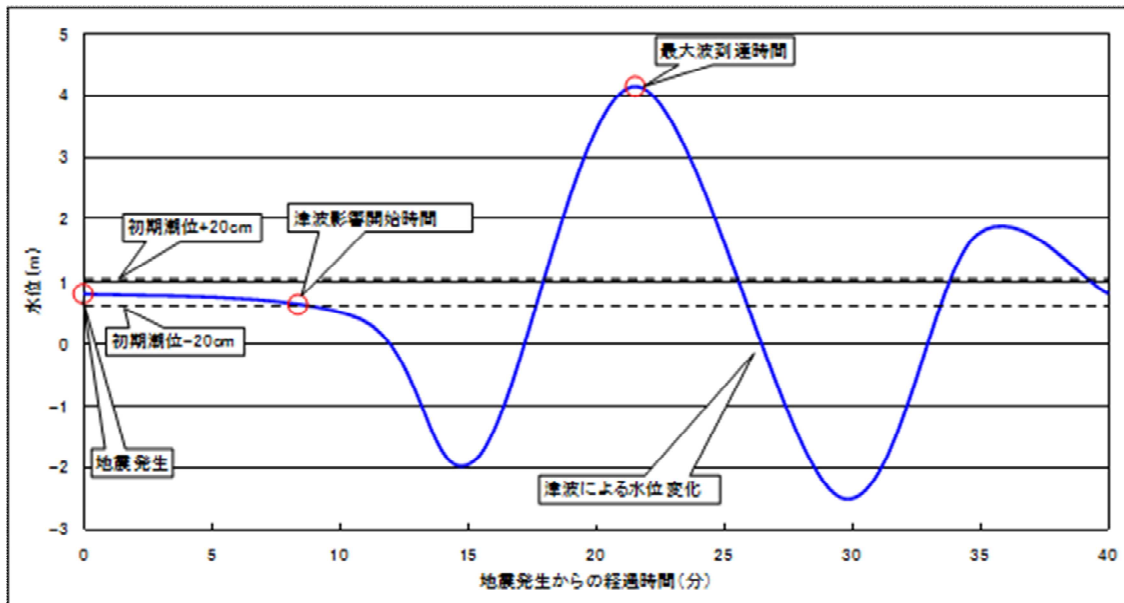
【参考】用語の解説

- 1 浸水域
浸水海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- 2 浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- 3 津波水位
津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高*で表示）
※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P. + m）として表示しています。
- 4 津波の高さ
津波襲来時の海岸線における「津波水位」と「初期潮位」との差
- 5 最大波到達時間
津波の最高到達高さが生じるまでの時間
- 6 津波影響開始時間
海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間
- 7 水位変動
津波による水位変化の様子
- 8 浸水面積
津波によって浸水する陸域の面積

津波水位の定義（広島県）



各用語の模式図



第9節 地震被害軽減のための基本的な施策

震災対策編地震災害対策計画第1章第8節「減災目標」参照

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定め、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 住民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 広域避難の受入れに関する事項

第2節 防災まちづくりに関する計画

震災対策編地震災害対策計画第2章第2節「防災まちづくりに関する計画」を準用する。

第3節 住民の防災活動の促進に関する計画

震災対策編地震災害対策計画第2章第3節「住民の防災活動の促進に関する計画」を準用する。

第4節 調査、研究に関する計画

第1 方針

この計画は、地震・津波災害の被害を最小限にとどめるために、地震・津波災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

第2 実施責任者

災害予防責任者

第3 実施項目

- 1 市は、県及び防災関係機関が行う地震・津波災害の原因及び地震災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究に協力する。
- 2 調査研究の結果の公表

第4 地震・津波被害想定調査

県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定し、被害想定調査を実施する。この調査の結果は、県の地震・津波災害対策の基礎データとする。

市は、その資料を利用して、その活用を図る。

これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行う。

第5 地震・津波に関する調査等

県は、国や大学の研究機関等が、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波について実施する次の調査研究に協力するとともに、各種情報の収集に努め、必要に応じ公表することとする。

- 1 津波のメカニズム解明
- 2 地震予知を目指した観測研究
- 3 強震動及び津波の予測精度向上のための調査研究
- 4 津波情報の高度化及び住民の避難行動に関する研究

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第1 方針

防災関係機関は、地震・津波が発生した場合に、迅速、的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。また、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき地震・津波防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

第2 津波到達前の応急対策への備え

1 配備動員体制の整備関係

(1) 市の配備動員体制

市は、あらかじめ配備動員体制について参集基準を明確にし、初動体制を確立しておくものとする。

(2) 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

(3) 業務継続性の確保

市は、地震・津波災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

2 津波警報等の伝達関係

(1) 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、告知放送設備、災害情報共有システム（Ｌ－アラート）、広報車、サイレン、テレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多様化を図るものとする。

(2) 市は、津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(3) 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることがないように、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

3 住民等の避難誘導関係

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等あらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

ア 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ 福祉避難所

- (ア) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。
 - (イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
 - (ウ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講じる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) ハザードマップの作成・周知

市は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

市は、ハザードマップの作成に当たっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- ア 市地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- イ 指定緊急避難場所に関する事項
- ウ その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

エ 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

(5) 避難計画の作成

ア 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、要配慮者の避難に特に配慮するものとする。

イ 幼稚園、小・中学校、義務教育学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から、教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 県及び市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

エ 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(6) 避難の誘導

ア 避難行動要支援者の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮の上、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するものとする。

ウ 駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

4 水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

第3 津波被災後の応急対策への備え

1 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

(1) 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(2) 告知放送設備等による情報伝達

市は、告知放送設備による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(3) 災害広報実施体制の整備

市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信機能の整備関係

基本編第2章第5節第3.2「通信機能の整備関係」で定めるところによるほか、地震災害に対して次の事項について備える。

(1) 緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

(2) 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を市民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や告知放送設備等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

資料編 ・ 告知放送設備の現況 p. 97

第4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

基本編第2章第5節第4「災害派遣、広域的な応援体制への備え」で定めるところによる。

第5 救助・救急、医療、消火活動への備え

基本編第2章第5節第5「救助・救急、医療、消火活動への備え」で定めるところによる。

第6 緊急輸送活動への備え

基本編第2章第5節第6「緊急輸送活動への備え」で定めるところによる。

第7 避難受入れ・情報提供活動への備え

基本編第2章第5節第7「避難受入れ・情報提供活動への備え」で定めるところによる。

第8 救援物資の調達・供給活動への備え

基本編第2章第5節第8「救援物資の調達・供給活動への備え」で定めるところによる。

第9 燃料確保の備え

基本編第2章第5節第9「燃料確保の備え」で定めるところによる。

第10 電源の確保

基本編第2章第5節第10「電源の確保」で定めるところによる。

第11 倒木等への対策

基本編第2章第5節第11「倒木等への対策」で定めるところによる。

第12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

基本編第2章第5節第12「災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結」で定めるところによる。

第13 建設業等の担い手の確保・育成

基本編第2章第5節第13「建設業等の担い手の確保・育成」で定めるところによる。

第14 文教関係

基本編第2章第5節第14「文教関係」で定めるところによる。

第15 罹災証明書の発行体制の整備

基本編第2章第5節第15「罹災証明書の発行体制の整備」で定めるところによる。

第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

第1 方針

防災関係機関は、津波が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

第2 津波災害警戒区域の指定

- 1 県は、広島県沿岸部について、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に浸水等により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれが想定される区域を関係市町長の意見を聴いて、津波災害警戒区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される基準水位を公表する。

津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定した区域が存在する市町（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町）

2 津波災害警戒区域の指定を受けた市町は、市町地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

- (1) 津波に関する予報等の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 避難訓練に関する事項
- (4) その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事
- (5) 津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

ア 施設の名称及び所在地

イ 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

第3 ハザードマップの作成

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- 1 市地域防災計画において定められた津波に関する予報等の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

第4 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

第5 住民等への周知等

県は、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域の指定・公表を行い、安全な国土利用や警戒避難体制の整備の支援に努める。

市及び県は、住民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した津波ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

第5節の3 危険物等災害予防計画

震災対策編地震災害対策計画第2章第5節の2「危険物等に関する災害予防計画」を準用する。

第5節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

基本編第2章第5節の3「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」を準用する。

第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第2章第6節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」を準用する。

第7節 広域避難の受入れに関する計画

基本編第2章第7節「広域避難の受入れに関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、竹原市内に地震・津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、教育長、市の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 津波到達前の応急対策に関する事項
- 2 津波被災後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達、供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 津波到達前の応急対策

第1 配備、動員計画

基本編第3章第2節第1「組織、動員計画」及び震災対策編地震災害対策計画第3章第2節第1「配備、動員計画」を準用する。

第2 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動の観測施設

計測震度計が、県内8箇所に設置されているうち、竹原市役所本庁舎敷地内にも1箇所設置されている。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。そのうち、市内には竹原市役所本庁舎敷地内の1箇所に設置されている。

（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市二河町、竹原市中央）

資料編 ・ 市内震度計設置状況 p.99

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

(ア) 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

(イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報等

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(標記しない)

(注) 津波警報等の留意事項

- 1 津波による災害のおそれなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(イ) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣

		り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表
--	--	----------------------------

3 地震及び津波に関する情報の種類と内容

(1) 伝達基準

ア 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

イ 広島県に津波警報等が発表されたとき。

ウ その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表される。

(2) 地震・津波に関する情報の種類及び内容

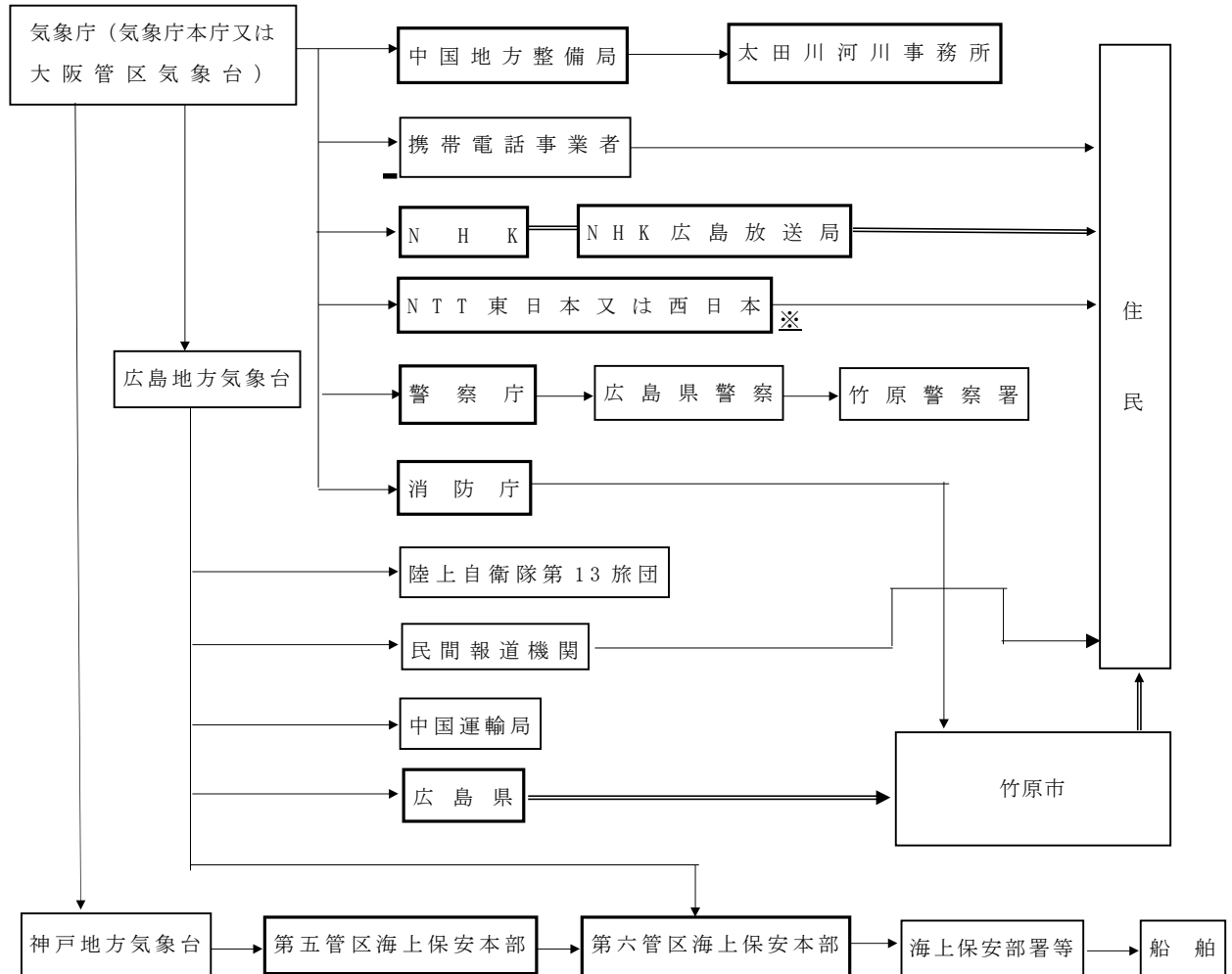
	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
	震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。
		津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
		緊急地震速報(警報)発表時	
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
津波情報 (注2)	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表	
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

4 津波警報の伝達経路

(1) 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



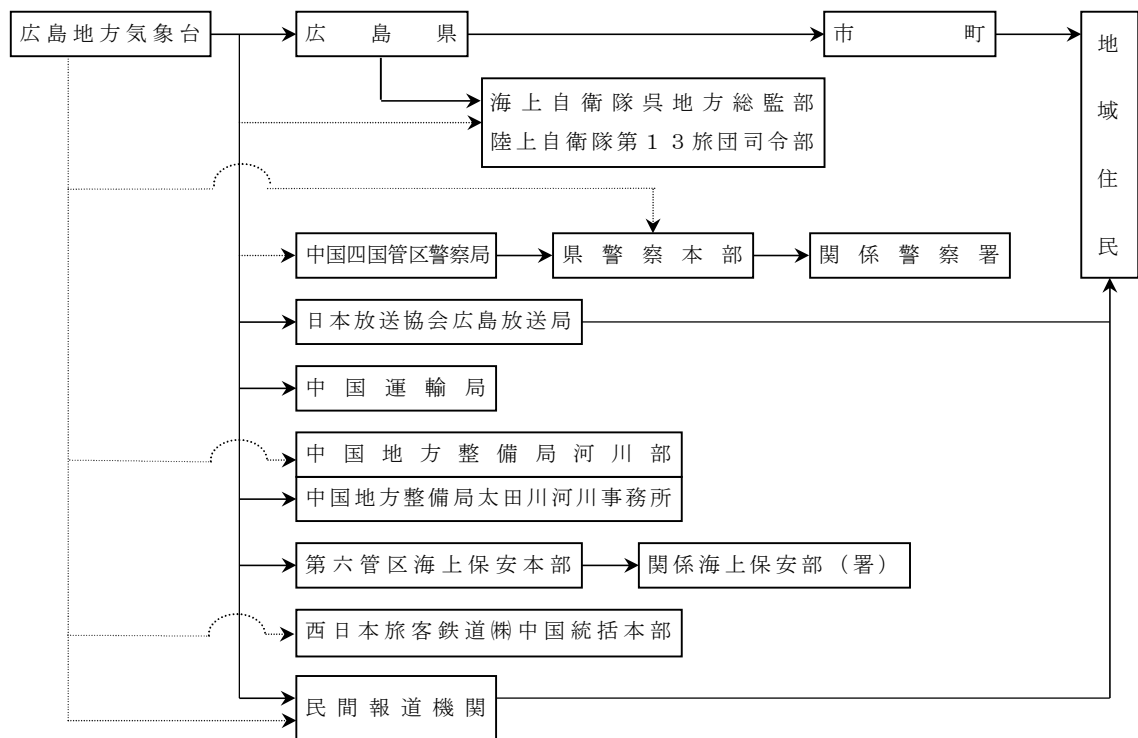
(注) ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達機関

・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

・※印は、津波注意報の通知は行わない

・NHK広島放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する。

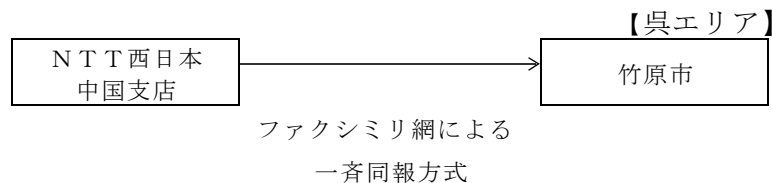
- (2) 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する



(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路含む）、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

2 民間報道機関は、(株)テレビ新広島、(株)中国放送、(株)広島ホームテレビ、広島テレビ放送(株)、広島FM放送(株)、(株)中国新聞社である。

- (3) NTT西日本は、次の経路により大津波警報・津波警報を伝達する。



5 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、沿岸地域の市町は、震度4以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

- (1) 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立しておくこと。
- (2) 市に対する津波注意報-及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。

6 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報を告知放送設備及び防災メールが自動起動し、市民へ伝

達される。

7 居住者等への情報の伝達

市及び県は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、以下の措置を講ずる。この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

- (1) 聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。
- (2) 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、同報系防災行政無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局、サイレン、電光掲示板等により伝達する。

- (3) 海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行う。

8 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

9 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して以下の措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

10 津波に対する自衛措置

市は、地震が発生した場合、市に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておく。

11 情報の伝達方法

市は、津波警報等及び情報の伝達手段として、告知放送設備、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATVを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮する。

第3 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

津波が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ避難場所等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた避難訓練の実施に努めることとする。

この計画では、津波避難のための事前の準備及び津波発生時の応急対策について定める。

2 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、市は避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの作成を行い、住民等に周知する。なお、市の津波ハザードマップ作成に当たって、県は必要な情報の提供を行うこととする。

(2) 避難場所・避難路の選定

ア 基本原則

市は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行う。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮するものとする。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する津波避難ビル等を確保する。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、県で想定される津波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難場所・避難路の選定基準

(ア) 避難場所

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）
- b 十分な地盤標高を有すること。

- c 原則としてオープンスペースであること。但し、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることからさらに避難できる場所があること。
- f 避難者1人あたりに十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること）。
- g 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(イ) 津波避難ビル

津波避難ビルの選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。)を有してRC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること（津波の高さや地域の状況によっては2階建てでも選定できる）。
- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として、利用する。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段）を整備しておく必要がある。

(ウ) 避難路

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）
- f 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近

隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。

- h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報系防災行政無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(3) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成する。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場等、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童、生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に以下の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

- (ア) 学校等においては、園児・児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- (イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 津波発生時の応急対策

(1) 避難指示の発令

ア 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

- (ア) 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合
- (イ) 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- (ウ) 気象業務法施行令第10条の規定により、市長が自ら津波警報等をした場合

イ 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

ウ 指示の内容

市長等避難指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難指示の発令理由
- (ウ) 避難先及び避難路
- (エ) 避難の方法及び携行品
- (オ) その他必要な事項

エ 解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。

- (ア) 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
- (イ) 気象業務法第10条の規定により、市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

オ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。

また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

カ 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

- (イ) 伝達手段

伝達手段としては、告知放送設備、災害情報共有システム（J-アラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATVを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保する。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、屋外スピーカーや広報車等により、津波警報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討する。

(2) 避難の誘導

ア 避難誘導に当たる者

- (ア) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- (イ) 自主防災組織のリーダー等

イ 避難誘導の方法

- (ア) 避難は、原則徒歩とする。

- (イ) 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置する等して、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

- (ウ) 避難は幼少児、女性、高齢者及び障がい者を優先する。

- (エ) 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

- (オ) 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

- (カ) 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

ウ 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 津波被災後の応急対策

第1 災害情報計画

基本編第3章第3節第1及び震災対策編地震災害対策計画第3章第3節第1「災害情報計画」を準用する。

第2 通信運用計画

基本編第3章第3節第2「通信運用計画」を準用する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第3章第4節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

基本編第3章第5節「災害派遣・広域的な応援体制」を準用する。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救出計画

震災対策編地震災害対策計画第3章第6節第1「救出計画」を準用する。

第2 医療、救護計画

基本編第3章第6節第2「医療救護、助産計画」及び震災対策編地震災害対策計画第3章第6節第2「医療・救護計画」を準用する。

第3 消防計画

基本編第3章第6節第3及び震災対策編地震災害対策計画第3章第6節第3「消防計画」を準用する。

第4 水防計画

基本編第3章第6節第4及び震災対策編地震災害対策計画第3章第6節第4「水防計画」を準用する。

第5 危険物等災害応急対策計画

基本編第3章第6節第5「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

基本編第3章第7節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1 避難対策計画

基本編第3章第8節第1「避難計画」及び震災対策編地震災害対策計画第3章第8節第1「避難対策計画」を準用する。

第2 広報・被災者相談計画

基本編第3章第8節第2「災害広報・被災者相談計画」を準用する。

第3 住宅応急対策計画

基本編第3章第8節第3「住宅応急対策計画」及び震災対策編地震災害対策計画第3章第8節第3「住宅応急対策計画」を準用する。

第9節 救援物資の調達・供給活動

基本編第3章第9節「救援物資の調達・供給活動」を準用する。

第10節 保健衛生・防疫・遺体の対策に関する活動

第1 防疫計画

市及び県は、地震・津波災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等により感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかな防疫を実施するとともに、応急対策の円滑化を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第3章第10節第1項「防疫計画」の定めるところによる。

第2 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

基本編第3章第10節第2「遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画」を準用する。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1 公共施設等災害応急復旧計画

震災対策編地震災害対策計画第3章第11節第1「公共施設等災害応急復旧計画」を準用する。

第2 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

基本編第3章第11節第2「電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画」を準用する。

第3 その他施設災害応急対策計画

基本編第3章第11節第3「その他施設災害応急対策計画」を準用する。

第4 廃棄物処理計画

基本編第3章第11節第2及び震災編地震災害対策計画第3章第11節第3「廃棄物処理計画」を準用する。

第5 有害物質等による環境汚染防止計画

基本編第3章第11節第4「有害物質等による環境汚染防止計画」を準用する。

第12節 ボランティアの受入等に関する計画

基本編第3章第12節「ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

第13節 文教計画

基本編第3章第13節「文教計画」を準用する。

第14節 災害救助法適用計画

基本編第3章第14節「災害救助法適用計画」を準用する。

第4章 災害復旧計画

基本編第4章「災害復旧計画」を準用する。

南海トラフ地震 防災対策推進計画

第 1 節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）」
広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第3節 基本方針

本編（震災対策編 南海トラフ地震防災対策推進計画）の策定

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により作成している「竹原市地域防災計画」の震災対策編南海トラフ地震防災対策推進計画とする。

なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用する。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴としては、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

このため、これらの特徴を十分に踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を策定したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、震災対策・地震災害対策計画の第2章から第4章及び津波災害対策計画の第2章から第4章によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組みが極めて重要である。
- (2) 国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。
この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

- (3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため、高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。
- (2) 国、地方公共団体等は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、震度 6 弱以上又は浸水深 30cm 以上の浸水面積が 10ha 以上となる市区町村は、30 都府県の 734 市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまでであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

- (2) 国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。

さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3 日分程度、可能な限り 1 週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路ネットワークや海上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

- (1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

- (2) 国、県及び市町等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- (3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

- (4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測

されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

6 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等をかんがみ、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。
- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。
- (4) 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組みの強化

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- (2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童、生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

- (3) 国及び地方公共団体は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。

- (4) 国、地方公共団体、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）において、11 月 5 日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果を PDCA サイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が慶長9年(1605年)慶長地震をはじめ、宝永4年(1707年)宝永地震、安政元年(1854年)安政南海地震、昭和21年(1946年)昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和4年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和4年 1月1日	30%程度	70%～80%	90%程度もしくは それ以上

3 想定結果

東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しを行った。

(1) 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が増えるケースを用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース 1」を採用した。

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- ・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース 1」を選定。
- ・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース 5」を選定。
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース 4」を選定。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地 震						津 波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね 合わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性のある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 （平均：風速 8m/s） 最大：風速 11m/s	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 （平均：風速 7m/s） 最大：風速 11m/s	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 （平均：風速 8m/s） 最大：風速 11m/s	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）（1/2）

	想定項目	想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度，最大速度，最大加速度，SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値，沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位，最大波到達時間，津波影響開始時間，浸水深別面積，浸水開始時間，流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波（破堤に伴う浸水を含む）	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物，非飛散物	250m メッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	津波 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと（10m メッシュごとの結果を集計）
	地震火災 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒，屋外落下物 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒，屋内落下物 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） *	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要搜索者 *	要救助者数，要搜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）（2/2）

	想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道		被害箇所数, 断水人口	10m メッシュ (津波), 250m メッシュごと
	下水道		管渠被害延長, 機能支障人口	10m メッシュ (津波), 250m メッシュごと
	電力	*	電柱被害本数, 停電軒数	10m メッシュ (津波), 250m メッシュごと
	通信	*	電柱被害本数, 固定電話の不通回線数, 携帯電話の不通ランク	10m メッシュ (津波), 250m メッシュごと
	ガス		供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路		被害箇所数	直轄国道, 直轄国道以外
	鉄道		被害箇所数	新幹線, 在来線
	港湾		港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者	*	避難者数 (避難所, 避難所外)	市町ごと
	帰宅困難者	*	帰宅困難者数, 滞留者数	市区町ごと
	物資不足量 (食料, 飲料水, 毛布, 仮設トイレ)	*	食料, 飲料水, 毛布, 仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障	*	要転院患者数, 医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物, 津波堆積物	*	災害廃棄物発生量, 津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め		エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞		幅員 13m 以下道路リンク閉塞率	250m メッシュごと
	災害時要援護者		災害時要援護者数 (避難所)	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設		被害箇所数	市町ごと
	文化財	*	被害件数	文化財ごと
	孤立集落		孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊		危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設		漁船被害数, かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設	*	災害対策拠点施設, 避難拠点施設, 医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害	*	被害額	市町ごと
	間接被害	*	被害額	県域

* : 条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）		
想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品), 燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生, 防疫, 遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期湛水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

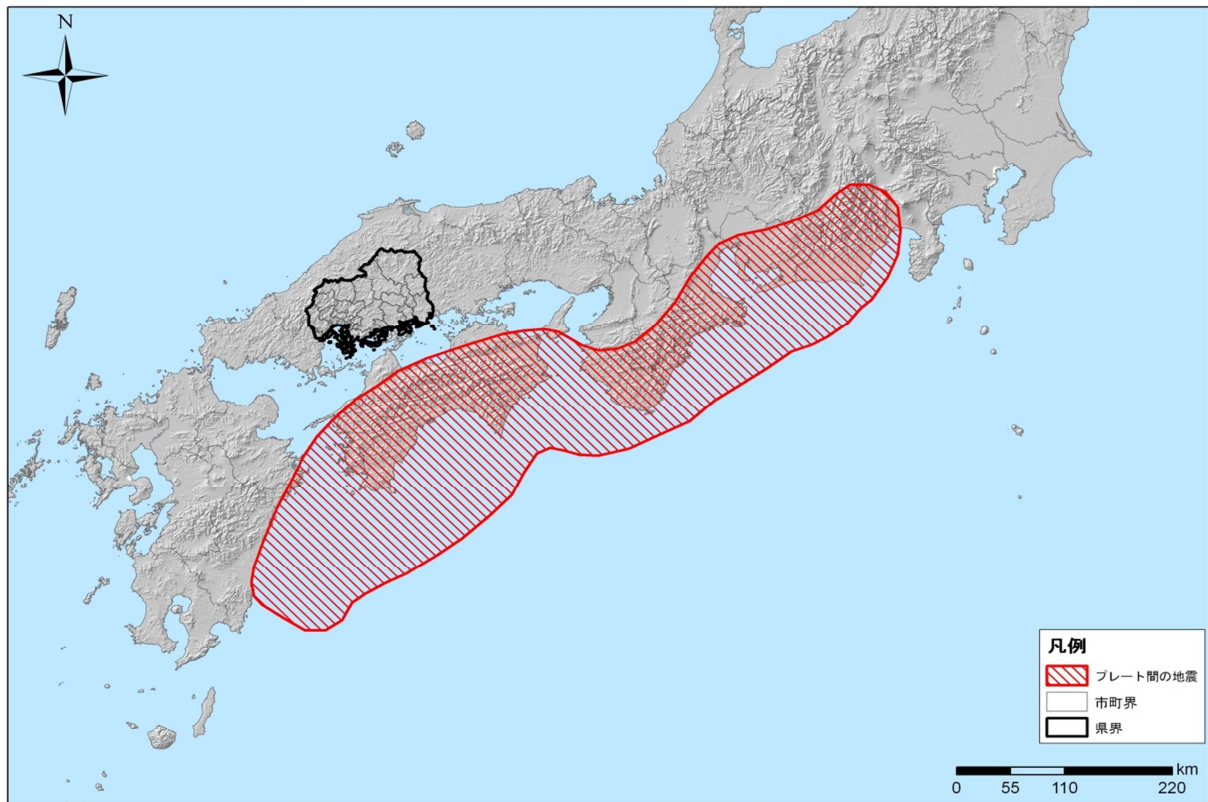
(5) 想定結果

南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

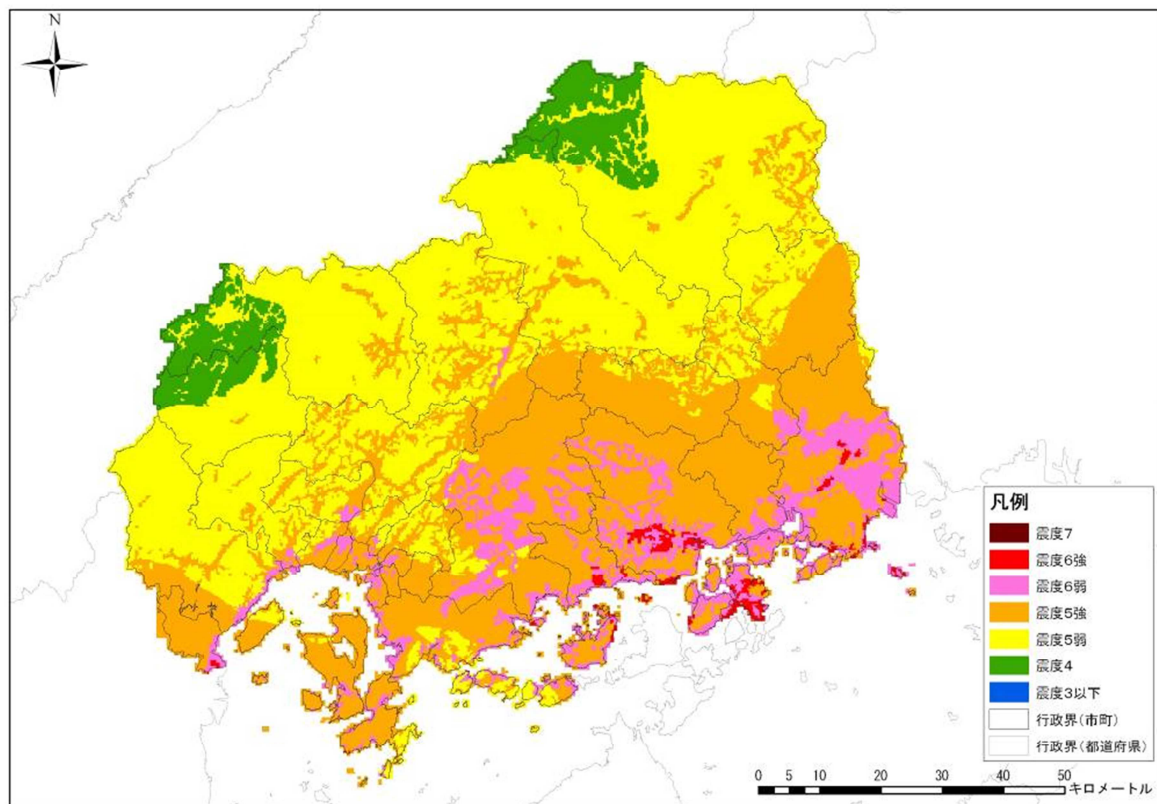
県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12、474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69、210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14、759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1、069、382人、停電が119、836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（H24）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

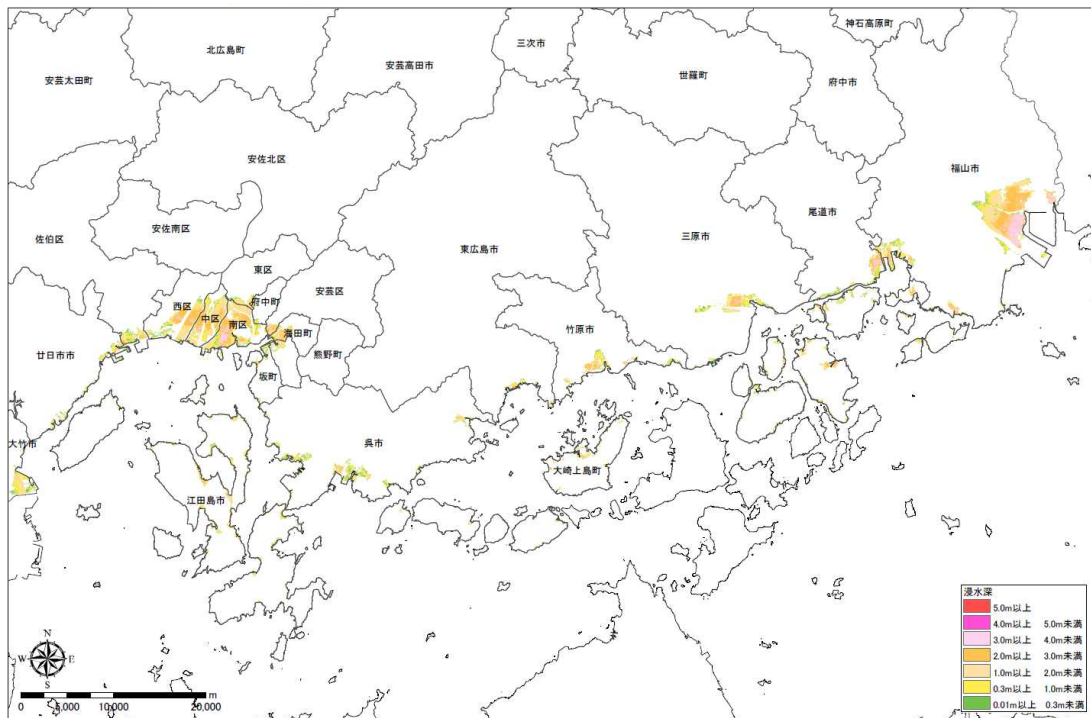


震度分布（南海トラフ巨大地震）

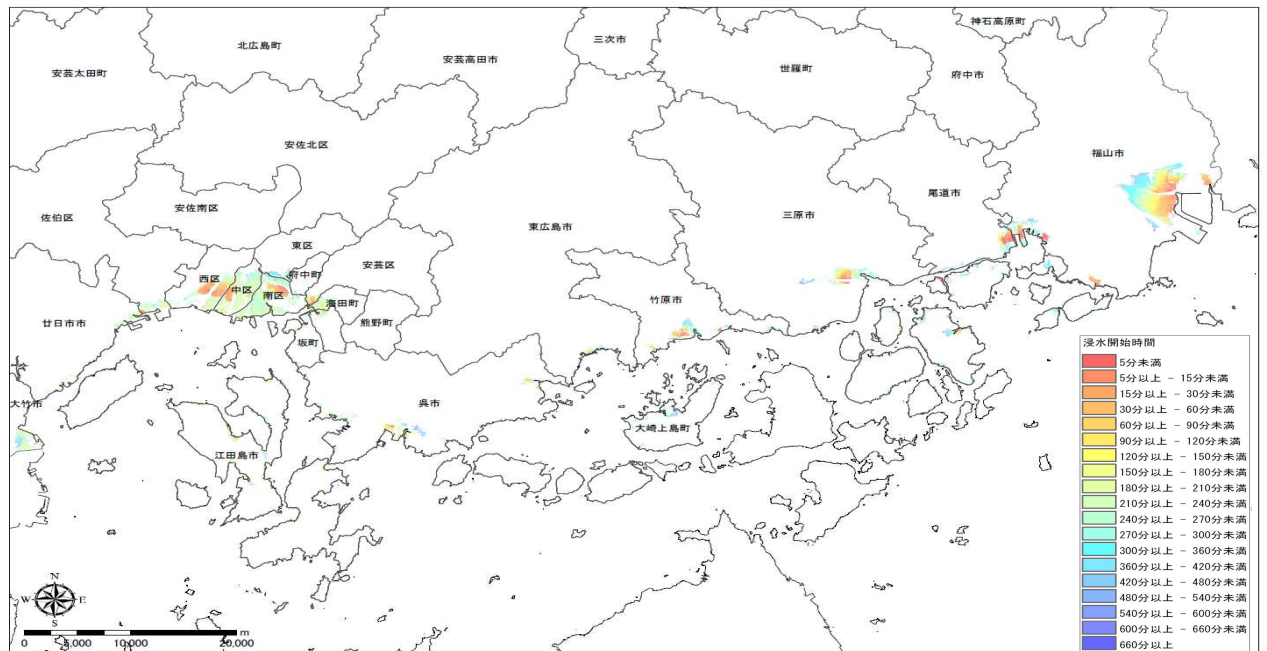


南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30 cm））



南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※１）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始時間 （分）（※２）
		うち津波の高さ （m）		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※１ 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２ 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

県は、地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、同計画に基づく事業を推進する。

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 計画作成主体

県

2 計画年度

平成 28 年度～平成 32 年度(第 5 次)

3 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。(市町事業を含む。)

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設又は河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
- (13) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの
- (14) 地震・津波災害が発生したとき(以下「地震・津波災害時」という。)において災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設

- (15) 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震・津波災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

4 計画推進のための必要な措置

- (1) 県は、地震・津波災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。
- (2) 県は、対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努めるものとする。

第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、以下の事項について別に定めるものとする。
 - ア 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針

毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
 - イ 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針

施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順

海岸法に規定する操作規則等に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施するとともに、操作員の安全管理を徹底する。

津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。
 - エ 水門等の閉鎖訓練

防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保する。

- (4) 県及び市は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

資料編 ・ 樋門等の現況 p. 117

2 水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は、水防業務従事者等や避難誘導に当たる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾、漁港の船舶対策

- (1) 漁港、港湾内の船舶の処置

津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長等の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講じることとする。

港則法の適用を受けない港湾、漁港については、管理者は、津波警報が発表された場合を想定して、次の内容等について、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努めるものとする。

ア 停泊中の大型、船舶は港外に退避する。

イ 避難できない船舶については、係留を安全実施する。

ウ 大型、中船舶は入港を差し控える。

エ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

- (2) 船舶の措置

港湾管理者及び漁港管理者は、船舶の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた船舶の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

資料編 ・ 港湾の現況 p. 96

4 津波に関する情報の伝達等

- (1) 市内の地震動等の観測施設

資料編 ・ 市内震度計設置状況 p. 99

- (2) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。

なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

震災対策編地震災害対策計画第3章第2節第2.2(2)「津波警報等の種類及び内容」による。

(3) 津波警報等の伝達経路

震災対策編地震災害対策計画第3章第2節第2.4(1)「津波警報等の伝達系統」による。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、告知放送設備、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（C A T Vを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 居住者等の避難行動等

市は県と連携して、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。

この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、告知放送設備の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、告知放送設備の屋外拡声子局、サイレンにより伝達する。

(6) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(7) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して次の措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。

イ 港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。

ウ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

エ 津波の到達までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。
(船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。)

(8) 情報の収集伝達経路

震災対策編地震災害対策計画第3章第3節第1「災害情報計画」による。

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を設定し、避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

(1) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関し必要な支援を行うものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、広島県津波浸水想定図をもとに作成した津波ハザードマップを住民等に周知し、活用に努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講じる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(5) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、スーパーマーケット、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校、義務教育学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

- (イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(6) 津波発生時の応急対策

ア 避難指示

(ア) 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

- a 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合
- b 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- c 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報をした場合

(イ) 発令時期及び発令手順

津波警報を認知した場合又は津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報が発表された場合について、避難の勧告及び指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

(ウ) 避難指示の内容

市長等避難指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- a 避難対象地域
- b 避難指示の発令理由
- c 避難先及び避難路
- d 避難の方法及び携行品
- e その他必要な事項

(エ) 解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。

- a 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
- b 気象業務法第8条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

(オ) 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

(カ) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

- a 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市町と積極的に連携し、支援するものとする。

のとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

b 伝達手段

伝達手段としては、告知放送設備、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATVを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、告知放送設備や広報車等により、津波警報等の発表、避難指示等を伝達するような併用等を検討するものとする。

イ 避難の誘導

(ア) 避難誘導に当たる者

- a 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- b 自主防災組織のリーダー等

(イ) 避難誘導の方法

- a 避難は、原則徒歩とする。
- b 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

(ウ) 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる

(エ) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、市との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、市の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

(ウ) 各計画主体における安全確保対策

各計画主体は、推進計画に必要な安全確保対策を明示する場合においては、強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（３階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨を記載するものとする。

(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

ア 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

イ 市は、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、各指定避難所における避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

ウ 市は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮するものとする。

(8) 指定避難所の開設

市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

ア 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な指定避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

(ア) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (イ) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシーの確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (ウ) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (エ) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (オ) 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (カ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- (キ) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (ク) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

イ 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

- (ア) 開設の日時
- (イ) 開設の場所
- (ウ) 収容人員
- (エ) 開設期間の見込み
- (オ) その他必要と認められる事項

ウ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

エ 避難に関する普及啓発

市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について推進計画に明示するものとする。

(9) 広域的避難

被災市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、被災市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

被災県及び市等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

(10) 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、当該市のみで対応できない場合は、他の市や関係機関等の協力を求めて、当該市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、当該市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

資料編 ・ 指定緊急避難場所一覧 p. 102

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度４以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

ア 防潮扉等の管理者等

(ア) 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

(イ) 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

イ 水防管理団体

(ア) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

(イ) 水防に必要な資機材の点検整備

(ウ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(エ) 水防管理団体相互の協力及び応援

資料編 ・ 樋門等の現況 p. 117

(3) 市の措置

市は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

7 電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

ア 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

イ 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

ウ 地震・津波時における危険防止措置

地震・津波時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講じる。

エ 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

(ア) 人命救助に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

(ウ) 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

オ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舍と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

カ 広報サービス活動の実施

地震・津波時には、次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。

(ア) 災害時における広報

施設の復旧状況、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放、公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(イ) 移動相談所の開設

被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。

(2) ガス施設の応急対策

ア 実施責任者

簡易ガス事業者

イ 応急対策、広報活動等

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

(3) 水道施設の応急対策

ア 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

イ 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

ウ 応急復旧対策

(ア) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関係機関等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

(イ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関係機関等に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関係機関等へ応援を依頼する。

(ウ) 応急復旧等の状況や見通しを報道機関やホームページ、広報車等により、住民へ周知する。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関係機関等との調達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 実施責任者

下水道管理者

イ 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、関連事業者等との調達体制の確保に努める。

(5) 通信

ア 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

イ 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(イ) 非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用
震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図るものとする。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

(a) 被災地域と被災模様

(b) 復旧のための措置と復旧見込時期

b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

ウ 指定公共機関NTTドコモ中国支社が行う措置

NTTドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

(イ) 非常通信の確保

a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

b 孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びN T T ドコモ中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

b 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 市等が行う支援の措置

市、県、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(ア) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(イ) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

エ 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講じる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、視覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

8 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される

区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。なお、必要に応じ、隣接する県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないように通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上及び航空

ア 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

ウ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

9 市が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、告知放送設備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 学校

- a 当該学校が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- b 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

(イ) 社会福祉施設

社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1) アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第7節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1 相互応援協力計画

1 方針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

- (わ) 応援を必要とする期間
- (か) その他必要な事項
- イ 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

- ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

第2 自衛隊災害派遣計画

1 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度 5 弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して搜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

4 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、当該市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

(2) 当該市町の区域内の他人の土地等の一時使用等

(3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 当該市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 106 条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後に行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線2410
(夜間・土・日・祝祭日等)
内線2440（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション

電話 0823-22-5511
内線2823、2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348
(課業時間外) 内線2203（SOC当直）

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2783～2786
082-228-2159（直通）
082-511-6720（直通）

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線3271～3275
082-251-5115、5116（直通）（当直）

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）

- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（本編第3章第5節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）
- (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じる。

第3 救援物資の調達・供給活動計画

県及び市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

ア 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順・方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については、十分配慮しておくものとする。

イ 知事は、地震災害時に備え、平素から市町長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

ウ 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

市及び県は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練

等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

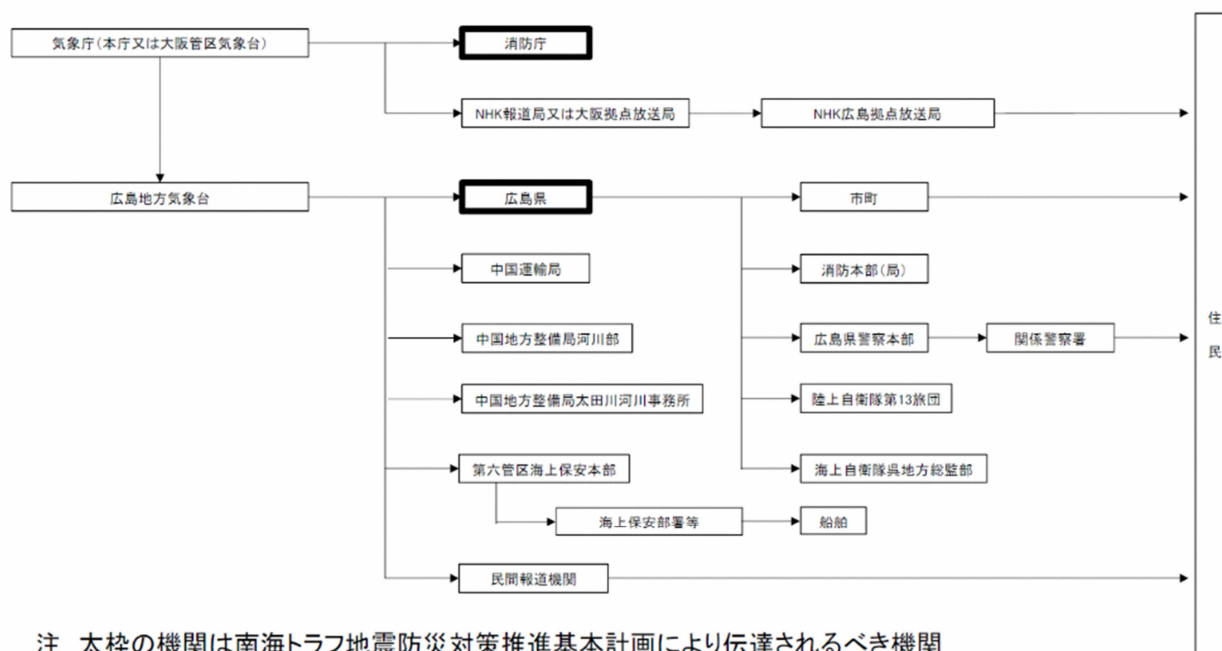
第4 帰宅困難者対策計画

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第8節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知する。その他情報の収集及び伝達に関しては、震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第2「地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画」による。



(2) 市の配備・動員体制

市の配備体制は、注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、基本編第3章第2節第1「組織、動員計画」及び震災対策編地震災害対策計画第3章第2節第1「配備、動員計画」を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前記1（1）による。

(2) 市の配備・動員体制

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては、基本編第3章第2節第1「組織、動員計画」及び震災対策編地震災害対策計画第3章第2節第1「配備、動員計画」を準用する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事

項について周知するものとし、その周知方法等は基本編第3章第8節第2「災害広報・被災者相談計画」を準用する。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は基本編第3章第3節第1及び震災対策編地震災害対策計画第3章第3節第1「災害情報計画」を準用する。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

(7) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

(10) 交通対策

ア 道路

- (ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。
- (イ) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上及び航空

- (ア) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。
- (イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。
- (ウ) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ 鉄道

- (ア) 鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

(11) 市及び県が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- d 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
- e 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、ア (ア) に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (イ) 県は、市町の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

- (ウ) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記 1 (1) による。

- (2) 市の配備・動員体制

前記 2 (2) による。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前記 2 (3) による。

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

前記 2 (4) による。

- (5) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- (6) 地域住民等に対する呼びかけ等

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

- (7) 防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 防災訓練に関する計画

1 防災訓練

ア 市は、県が国、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により実施する総合的、広域的かつ実践的な訓練に参加・協力する。

イ 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

ウ 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

エ 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

オ 市は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

市、施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。

なお、県は、訓練の実施に当たり、必要な支援を行うものとする。

ア 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市においては、告知放送設備の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

イ 津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

(ア) 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

(イ) 津波到達時間内に操作完了が可能か。

(ウ) 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

ウ 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

エ 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

5 津波避難訓練

- (1) 県、市及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。
- (2) 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。
- (3) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

6 防災訓練に対する協力等

ア 市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

イ 各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

7 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果

ウ 地震・津波に対する地域住民への周知

エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
＜地震・津波のときの心得＞

- (ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

- (イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (ウ) テレビ、ラジオ、緊急地震速報、インターネット、告知放送設備により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (エ) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (ケ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得ー陸地にいる人の場合>

- (ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

- (イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、告知放送設備、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得ー船舶の場合>

- (ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (イ) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

- (ウ) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注２）固縛するなど最善の措置をとること。
- (エ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注１）港外：水深の深い、広い地域

注２）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- オ 地震・津波に対する一般知識
 - カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
 - キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - ク 災害情報の正確な入手方法
 - ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
 - コ 出火の防止及び初期消火の心得
 - サ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
 - シ 自動車運転時の心得
 - ス 救助・救援に関する事項
 - セ 安否情報の確認に関する事項
 - ソ 津波浸水想定図
 - タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
 - ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - テ 高齢者、障害者などへの配慮
 - ト 避難行動要支援者に対する避難支援
 - ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策
 - ニ その他必要な事項
- (2) 啓発方法
- ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
 - イ テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用
 - ウ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
 - エ 映画、スライド等の活用
 - オ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
 - カ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。
- (4) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

市及び県は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。